

平成17年8月23日（火曜日）

議事日程第2号

平成17年8月23日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（112人）

1番 藤田和久	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 高松昭一	5番 田中孝悦	6番 今野鴻業
7番 佐々木昌志	8番 佐藤耕悦	9番 安部寛治
11番 渡邊秀俊	12番 進藤聆爾	13番 川原誠徳
14番 佐々木金治	15番 佐藤勝美	17番 菊地喜代司
19番 杉澤千恵子	20番 仲村力夫	21番 北村稔
22番 児玉裕一	23番 鈴木三男	24番 竹原弘治
25番 伊藤晴敏	26番 加藤博康	27番 千葉次郎
28番 三浦一夫	31番 佐々木秀治	32番 高橋恵五郎
33番 伊藤長一	35番 佐々木清二郎	37番 菊地幸悦
38番 齊藤正俊	39番 佐藤孝次	40番 山崎栄一
42番 大野忠夫	43番 伊藤晴通	44番 田村一郎
45番 千葉友悦	47番 豊嶋明	48番 小笠原悌二郎
49番 大野清昭	50番 佐藤隆盛	51番 高橋清之助
52番 鈴木長生	54番 佐々木恒男	55番 大坂義徳
56番 熊澤龍雄	57番 藤嶋次男	58番 能味垞一
59番 武藤清	60番 田中喜一郎	61番 鎌田正
62番 三浦泰治	63番 高橋篤朗	64番 鈴木静男
66番 進藤文五郎	68番 川原忠夫	69番 福原信男
71番 亀井義信	72番 佐藤泰久	73番 藤谷一誠

74番 大坂 猛夫	75番 鈴木 勝博	76番 高橋 敏英
77番 畦田 健	78番 佐々木 十三夫	80番 佐々木 與一
81番 戸堀 實	82番 富岡 弘	83番 今野 智
85番 小西 郁雄	86番 鈴木 誠一	87番 小松 悦歩
88番 本多 良典	89番 伊藤 清	90番 佐藤 芳雄
91番 高橋 孝夫	92番 鈴木 孝篤	93番 加藤 勲
94番 今野 篤	95番 佐藤 一	96番 後藤 昌伸
97番 大橋 秀	98番 藤田 君雄	99番 小山 緑郎
100番 橋本 五郎	101番 茂木 隆	103番 大山 利吉
104番 出原 武郎	106番 佐々木 圭一	107番 佐藤 清吉
109番 小山田 トシ	111番 信田 勇一	113番 加藤 孝悦
114番 高橋 一志	115番 原 則雄	116番 長澤 春男
117番 高橋 幸晴	118番 菅原 長左衛門	121番 草 彌忠誠
122番 斉藤 博幸	123番 鈴木 辰美	124番 大河 昇
125番 松本 博	126番 鈴木 馨	127番 鈴木 隆太郎
128番 岡田 博介	130番 高貝 昌伸	131番 長沢 典雄
132番 斎藤 幸巳	133番 小柳 悦朗	134番 門脇 一男
135番 高橋 長一郎		

欠席議員（12人）

10番 小松 一義	16番 高橋 照雄	34番 伊藤 祐耕
46番 千葉 健	67番 土井 文夫	70番 伊藤 克輝
79番 小松 栄治	102番 大山 茂	105番 門脇 茂雄
108番 佐々木 忠雄	120番 木元 正一郎	136番 佐々木 洋一

説明のため出席した者

市長	栗林 次美	教育長	笹元 嘉辰
代表監査委員	田牧 貞夫	総務部長	久米 正雄
企画部長	佐々木 正広	市民生活部長	高橋 源一
健康福祉部長	根本 正進	農林商工部長	金正 行

建設部長	鎌田 栄 治	病院事務長	高橋 大 樹
水道局長	田口 良 邦	国体準備事務局長	中嶋 喜代博
教育次長	相馬 義 雄	教育次長	毛利 博 信
大曲総合支所長	川越 貞 友	神岡総合支所長	鈴木 三 郎
西仙北総合支所長	佐藤 主 憲	中仙総合支所長	大野 繁
協和総合支所長	武藤 芳 和	南外総合支所長	佐々木 宏
仙北総合支所長	藤 肥 康 弘	太田総合支所長	鈴木 龍 一
総務部庶務課長	元吉 峯 夫	総務部財政課長	小林 幸 悦
企画部総合政策課長	小松 辰 巳		

議会事務局職員出席者

局 長	田口 誠 一	主 幹	齊藤 茂
副 参 事	高橋 薫	副 主 幹	鈴木 康 悦
副 主 幹	伊藤 雅 裕	副 主 幹	加藤 博 勝
主 席 主 査	佐々木 孝 雄	主 査	佐藤 マ キ
主 任	高橋 正 人	主 事	菅原 直 久

午前10時00分 開 議

○議長（加藤 勲君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届け出は、10番小松一義君、16番高橋照雄君、34番伊藤祐耕君、67番土井文夫君、70番伊藤克輝君、79番小松栄治君、102番大山茂君、105番門脇茂雄君、108番佐々木忠雄君、136番佐々木洋一君。遅刻の連絡のあった者は、111番信田勇一君であります。

○議長（加藤 勲君） 本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（加藤 勲君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。最初に43番伊藤晴通君。

○43番（伊藤晴通君）【登壇】 おはようございます。

本日は、一般質問の機会をいただき、皆様に感謝申し上げます。こうやって登壇できますのも最後になるかもしれませんので、一言、小児科医の立場から子供の養育について申し上げますこととお許しください。

近頃大きな問題となっておりますいじめ、不登校、ひきこもり、援助交際、薬物乱用、中高生の凶悪事件などは、その大きな要因に自尊感情の不足があると考えられています。この自尊感情の不足は、子供たちが幼いときに父親・母親とゆっくり過ごす時間が不足していることに起因します。両親が遅くまで外で働かなければならない、子供はゆっくりとした時間もなく、夜遅くまで勉強、テレビ、スポーツを強いられ、家の中での会話もない、祖父母は体力的に子供のペースについていけなくなっている。また、少子化や社会全体の変化により、子供の育ちに最も必要な子供同士の社会形成が不可能になっています。子供が一番望み、また最も必要なのは、大人にゆっくりと自分の話を聞いてもらうことでもあります。母親がゆっくりと母乳で子育てをし、子供も3歳くらいまでは母親にゆったりと甘えられる、そして家庭でたっぷりと愛情を受けて育った子供たちが子供同士の様々な葛藤や仲間意識を持ちながら地域の大人たちに見守られ育っていく。このときに育てられなければならない重要な能力は、先程の自尊感情とともにコミュニケーションの能力です。これが人間の育ちの基本です。今も昔も変わることのない根本であります。しかし、社会の大きな変化は、このような家庭、地域社会の子育て機能の低下を招いています。保育園、幼稚園、学校がその機能を補う役割を負わされています。今の中学生は5人に1人は心が病んでおり、10人に1人は何らかの手助けをしてやらないとまともな大人になれないと言われているのです。これは由々しき問題です。このことを踏まえた子育て支援、学校教育を行うべきであります。

また、今回具体的な質問にはいたしませんでしたが、私はパキスタンとモンゴルでそれぞれ数年間、国際医療協力を携わり、日常的に英語と現地語で仕事をしてきました。その経験から申し上げたいことは、日本語と日本文化の理解の重要性、そして正しく英語を習得することの重要性であります。先程のコミュニケーション能力は外国語においても同じです。外国語で正しく理解し、伝えることを修練の二の次にし、ただ話すことを中心に置く外国語教育は間違いであります。

また、質問の中にありますアスベストの問題や教育の問題、私の専門分野であります医療の問題、農業問題など、中央政府の対応には疑問を感じるものがしばしばあります。これまでの市町村議会では、人的あるいは予算的余裕もなく、このような社会問題に対

しては国の方針を待つのが精一杯であったのではないかと推察されますが、合併を機に、今後はこのような社会問題に対しては国の方針を座して待つのではなく、独自の視点でもって積極的な対応を望みたいと思います。

以上を私の主張の根幹とし、いくつか質問させていただきます。

1、医療費削減のための母乳育児支援について。

現在、県で定めた小児医療費補助に加え、大仙市では小学校6年までの医療費助成をしています。これは県内でもおそらく最高の制度であると思われませんが、予算の動向により、いつまで継続できるかわからないという当局の説明がありました。そのようなことから、医療費総額を低く抑え、このような良い制度を続けるため、また、予防医学という観点からも何らかの対策が必要であることは明白です。母乳は乳児の感染症を減らし、生涯にわたっていろいろな病気を減らすことがわかっています。例えば乳児期の呼吸器感染、消化器感染、尿路感染などは明らかに減少しますし、軽症化します。また、アレルギー疾患も減少し、肥満も減少させることがわかっております。ちなみに私は母乳ではありません。さらには、ある種のがんも発生率が下がるということが発表されています。また、母乳育児による母子関係の確立は、子供の心の安定にもつながります。昨今、就業している母親の増加や医療者の無関心などもあり、母乳保育率が低くなっていることは憂慮すべきことです。但し、結果的に母乳を継続できなかった母子に対する配慮は必要であります。市としても母親が母乳で保育できるような環境を整えることは有益なことであり、是非対策を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、学校教育についてであります。

最初に、評価についてです。

小中学校では今、むやみな点数競争の是正を目指し、絶対評価と称して、点数による評価ではなく本人の頑張りに応じた評価をしています。しかし、これは絶対評価の名を借りた極限の相対評価であるということが出来ます。なぜなら、評価基準が明確ではなく、教師の一存によると考えられるからです。評価基準を客観的なものとしてわかりやすい評価にするべきではないでしょうか。例えばむしろ点数による絶対評価の方が公正な考え方もあると思います。いかがお考えでしょうか。

次に、学校における物品販売配布についてであります。

小学校には特にサプリメント、書籍、理科の教材などの一括注文販売制度があります。また、様々な業者から無料券、割引券の配布もあります。先日、教材として学校で販売

されていたものと同じものが市内の量販店で学校での価格よりも安価で販売されていました。このほか学校販売の品目や配布割引券の中には、生徒にはふさわしくないと感じるものも含まれております。この慣習に疑問を感じざるを得ません。今後は、教育委員会などである程度しっかりした吟味をした上で許可するようお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に、アスベスト対策についてであります。

昨日の市政報告でも市長が触れられていらっしゃいましたが、市内の学校のアスベスト使用の状況については調査中とのことでした。いつまでに調査を終了の予定でしょうか。また、その対策はどうお考えでしょうか。国の指示を待つのではなく、専門家を迎えたり専門部会を設置するなど、市として独自の積極的な対応を望みたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、公的施設の禁煙についてであります。

本年度から県内の学校では全て敷地内禁煙となりました。県庁でもそのような計画があると聞いております。市庁舎内での今後の計画はいかがでしょうか。たばこに関する反論として、税金とたばこ農家に関する配慮がありますが、まず税金については、たばこ関連産業による国庫利益が2兆8,000億円であるのに対し、たばこ関連による医療費の総額プラス火災などのたばこ関連損失が5兆6,000億円となっており、比較する年間2兆8,000億円の赤字になっています。また、たばこ農家については、昭和62年から平成14年の16年間で耕作面積は約3分の1、買上価格も平成13年まで14年間据置であった上、14年には切り下げになっていることなどをご理解いただきたいと思います。21世紀の子供には、是非無煙環境をプレゼントできるようご配慮いただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 43番伊藤晴通君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 伊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、母乳育児支援についてであります。

議員ご指摘のとおり、私自身も母乳育児の必要性を強く認識しているところであり、結果として小児医療費の削減に大きな影響を与えるものと考えております。

4カ月児健診時の大仙市における母乳授乳の状況は、平成14年度が22.3%、平成15年度が21.8%、平成16年度が16.6%と減少しており、地域によっても

偏りがあります。

各保健センターでは、母乳育児の効果が大きいことから、母子手帳の交付時、パパママ教室、新生児訪問、乳児健診などで母乳栄養を推奨しており、さらに母乳についての電話及び来所相談にも応じております。また、今年度から出産前後小児保健事業を専門医のご協力により全市に拡大しており、医療機関で母乳についての相談が無料で受けられることとなっておりますので、そのPRにも努めているところであります。

近年、女性の就労増加に伴い、職場の労働条件にも左右される要素が大きく、今後は育児休業、育児休暇の普及、男女共同参画社会の形成、保育制度の充実など、社会全体で母乳育児を推進できる環境づくりが重要と考えておりますので、企業、各関係機関へ啓蒙などを図ってまいりたいと存じます。

質問の第2点、学校教育に関する質問のうち、1点目の評価につきましては教育長から、2点目の学校における物品販売配布及び3点目のアスベスト対策については教育次長から答弁させていただきます。

また、質問の第3点、公的施設の禁煙に関する質問につきましては総務部長から答弁させていただきます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に、笹元教育長。

○教育長（笹元嘉辰君） ご質問の第2点は、学校教育についてであります。

初めに評価についてであります。評価には絶対評価と相対評価の二通りがあり、それぞれに活用の仕方があることは議員ご案内のとおりであります。

学校では現在、その子の目標がどこまで達成できたのかを評価する絶対評価が行われております。これは平成12年の教育課程審議会答申によって、生きる力は全人的な力であることを踏まえ、児童生徒の成長の状況を総合的にとらえる評価のあり方として評価の仕方が大幅に改定されたことによるものであります。

そこで、学習指導要領の目標について、より具体化した「評価基準」を設定し、ペーパーテスト、学習シート、レポート・作品などによって、総合的・客観的に評価ができるように進めております。適正化を図るために数値を取り入れる場合ももちろんあります。また、子供の自己評価、総合評価、複数の教師による評価を加えるなど、各校において適正評価への工夫、研修を深めているところであります。

絶対評価というのは、あくまでもその子の支援に向けた評価であるとともに、教師自

身が指導に活かすための評価でもありますので、子供の状況を的確に判断し、学習をどう組み立てるか、どのような学習方法で展開するかなど、評価を活かしつつ絶えず指導を見直すという子供と教師共々に伸びゆく評価方法として推進すべきものと考えております。

絶対評価の考え方や方法につきましては、保護者にも具体的に提示し、理解を得ながら進めてまいり所存でございます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君） 質問の第3点は、公共施設の禁煙についてであります。

このことにつきましては、平成15年5月の健康増進法の施行以来、各市町村においてそれぞれ分煙や受動喫煙防止対策に取り組んできたところであります。

現在の取り組み状況といたしましては、事務室、会議室は禁煙として、庁舎内の既存の一室を喫煙室に充てたり、喫煙コーナーを指定して、そこに吸煙装置を設置するなどの分煙による対策が主な取り組みとなっております。

しかしながら、中には受動喫煙対策が不十分なところも見受けられ、たばこの煙が廊下やロビーに漂っているという状態のときがございます。

今後の対策といたしましては、専用の喫煙室を設置する場合や庁舎内に喫煙コーナーを設ける場合には、たばこの煙や匂いが非喫煙場所へ拡散しないような対策を講じて分煙の効果を高めてまいりたいと存じます。

なお、平成17年7月現在の大仙市全体の葉たばこ生産農家数は105戸で、平成16年度の葉たばこ販売代金は3億1,700万円となっております。

また、市の一般財源の一部である市たばこ消費税は、平成16年度で5億9,500万円となっております。

今後ともたばこに関連する事項全般に留意しながら対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に、相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） 次に教育委員会所管の幼稚園を含む学校施設のアスベスト対策につきまして申し上げます。

昭和62年に社会的問題となりまして、当時の文部省の依頼によりまして秋田県教育

庁が調査を実施しております。このときの調査は、昭和51年に建設現場での吹き付けが原則禁止された以前の昭和51年度以前の建物についての調査でございます。合併前の8市町村でそれぞれ吹き付けアスベストが使用されている学校施設等について対応をいたしております。

旧大曲市では、昭和63年に藤木小学校、大曲中学校、それに大曲南中学校、それぞれの体育館において除去処理を行っております。また、旧神岡町では当該調査以前の昭和54年にかみおか幼稚園において封じ込め処理を行っております。そしてまた旧中仙町では、平成元年から3年にかけて中仙小学校校舎及び屋内体育館において封じ込み処理を、旧南外村では平成2年ですが南外中学校校舎において除去処理を実施しております。

昨今、またこのアスベスト被害が社会問題となっていることから、県では県庁内の関係部局と秋田労働局、それから秋田市から成る「秋田県アスベスト問題連絡協議会」を設置いたしました。この協議会で作成しましたアスベスト含有建築材料調査要領に基づき、現在、教育委員会所管施設について再度調査しているところでございます。

それで、いつまでかというご質問でございますが、8月31日に取りまとめて県の方に報告することになっておりますので、それまでには報告、取りまとめをいたしたいと思っております。そして、その後、教育委員会の関係ですけれども、教育委員会アスベスト対策会議といいますか、そういうふうな関係部・課で会議を持ちまして、調査の結果、万が一飛散性のアスベストが確認された場合には、専門の業者等に協力依頼し、そして状況を把握し、それに応じて除去、あるいは封じ込め、囲い込み等の処置を早急に講ずる必要が当然あるだろうというふうに考えております。今しばらく調査の結果を待ちたいというふうに思います。

○議長（加藤 勲君） 毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君） それでは次に、学校における物品の販売配布につきましてお答え申し上げます。

まず、学校内で販売配布しております品目としては、ご案内のように肝油、書籍、事典、参考書、理科の実験器具などが考えられます。希望者に注文を取る場合と、学年・学級で同一の教材等を使用するための一括注文の場合がございます。いずれも保護者の負担を考え、できる限り低価格に抑えるよう配慮がなされてはおります。

希望者に注文を取る場合の多くは、物品授受のために学校の場所を提供するだけとい

う形になります。学年や学級で同一の教材を使用すべきと判断した場合の一括注文につきましては、PTAや学年・学級通信等で保護者に説明と依頼をした上で行ってまいります。

教育委員会としましては、学校における物品販売配布において、特別な組織が介入したり、あるいはリベートなどを得ている学校は一切ないと判断をしております。

しかしながら取り扱っております品目や価格、あるいはその内容や販売方法につきまして、全てを把握している状況にはないことから、その把握に努めるとともに、市内校長会等におきまして今後の対応について早急に協議をいたします。その上で学校長には、教育的な配慮と保護者の利便性を考慮した適切な判断のもとに取り扱っていただくよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 43番、再質問ございませんか。はい、43番。

○43番（伊藤晴通君） ありがとうございます。

物品のことなのですが、子供はですね、希望者というふうになりますと、やっぱりだれそれちゃんが買うから私も買いたい、親がいくら反対でもそういうことは起きてしまうんですね。希望者に対する販売ということには、そういう要素も考えて、よくよく気をつけていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 答弁はいりませんか。

○43番（伊藤晴通君） いりません。

○議長（加藤 勲君） これにて43番伊藤晴通君の質問を終わります。

次に、83番今野智君。

○83番（今野 智君） 【登壇】 協和地区の今野智です。よろしく申し上げます。

一般質問を行います。

まず、アスベスト対策についてでありますけれども、これは前の議員も触れておりましたけれども、私はもっと突っ込んで質問いたします。

これは静かな時限爆弾とも言われております。吸い込んでから20年から30年以上も後に悪性腫瘍、つまりがんを引き起こすアスベスト。政府の遅すぎる対応が日本での被害の深刻化と不安を広げております。WHO、つまり世界保健機構、あるいはILO、国際労働機関がアスベストの危険を警告してから既に三十数年経つのに、アスベスト完

全禁止はこの2008年という怠慢です。政府の姿勢が問われます。郵政民営化で大騒ぎしている場合ではないのであります。

それでは一体、アスベストとはいかなるものか、これについて若干調べてみますと、昔から「石綿」と呼ばれております。繊維状の鉱物で蛇紋岩系と角閃石系じやもんがんに大別され、角閃石系かくせんせきの青石綿、あるいは茶石綿は、より毒性が強いと言われております。飛散すると空気中に漂い、目に見えません。発がん性があり、吸い込むと肺や胸膜、腹膜などからがんを発生させたり、肺の機能を損なうじん肺などになるおそれがあるのであります。アスベストは熱に強く燃えにくい、電気を通さない、薬品に強く腐食しない、曲げる力や引っ張る力にも強い、安価といった特徴があります。このため奇跡の鉱物と言われて、工業用から電気製品、日用品に至るまで約3,000種にのぼる広い範囲で使われておりました。特にアスベストの9割は天井や壁材、スレート瓦など建築材として使われています。アスベストが発がん物質と米国で指摘されたのは1935年と、かなり早い時期でありました。64年には国際会議で肺がん、中皮腫を発生させるという警告が勧告として出されました。しかし、日本では60年代の高度成長期から建物や製造現場でアスベストが大量に使われ、国際的にも危険がはっきりしてきた70年代から90年代始めにかけてアスベスト輸入のピーク期を迎えました。30年代から総計990万トンが輸入されております。日本政府は71年にアスベスト製造加工工場での吸引防止策などを盛り込んだ特定化学物質等障害予防規則を作りましたが、これは工場内だけの話であります。72年には旧環境庁も委託調査で工場周辺住民の健康被害を認識していますが、89年まで排出基準を作りませんでした。やっと75年になってアスベスト吹き付けを禁止しましたが、既に使われたアスベストの撤去は行いませんでした。95年になって毒性の強い青石綿、茶石綿を製造禁止にしましたが、これも回収は行われておりません。政府がアスベストを原則禁止にしたのは、昨年、2004年になってからであります。それでも代替品のないものは除かれ、完全禁止は2008年まで先送りされております。特に建材では今年3月末時点でも繊維強化セメント板7万7,000枚、屋根用化粧スレート9,000㎡相当などの在庫があります。2004年10月以前に製造したものは、経過措置として販売が認められております。今、一番問題になっているのは、長い潜伏期後に発病する肺がんと胸膜、腹膜からのがんである悪性の中皮腫です。中皮腫は特にアスベストとの関係が非常に深いと言われております。日本では政府が統計を取り始めた1995年からの9年間で中皮腫で6,060人もの死者が出てお

ります。吸い込んだアスベストが肺や胸膜などの細胞に突き刺さり、がんを発生される
としております。潜伏期は肺がんで10年以上、中皮腫では30年から40年以上もあ
り、吸い込んだ量が多いほど発病の危険性が高いと言われております。

以上、アスベストについて述べましたが、秋田県内でも公共施設などでのアスベスト
使用で一部使用中止が報じられております。また、県アスベスト問題連絡協議会による
と、県民からこの間、1カ月間に寄せられた相談件数は59件であります。一方、アス
ベスト起因との因果関係が疑われている中皮腫の死者は11年から15年までの5年間
で県内に28人判明しています。

さて、以上のような状況の中で大仙市はどうか。私はまず市長としてのアスベストに
対するご認識をお尋ねいたします。

次に、大仙市の公共施設にアスベスト使用の状況、この調査を行い、公表する。そし
て、対策に関する基本計画を策定すること。特に学校施設、児童施設に関する調査と対
策を急ぐこと。さらに、住宅などの民間建物に関する相談及び健康問題に関する相談な
ど、市民相談窓口を開設する。以上を市長に要望いたします。答弁を求めます。

次は、国民健康保険税について、市長と討論したいと思います。

6月定例会市議会での国保条例改正と同予算案の採決では、相当数の反対の中、結局、
賛成多数で市当局提出の国保税引き上げ案が決定となり、後日、平成17年度の国保税
納付書が加入世帯に配布されました。現在徴収されておりますが、住民からは、あまり
にも高いという声が相次いでおります。総合支所にも問い合わせや苦情が多く寄せられ
ております。日本共産党は、大仙市合併にあたっての住民アンケートを実施してありま
すが、国保税をもっと低くしてほしいという声が最も多くなっております。国民負担率
が多くなり、1カ月分の給料がまるまる国保税に持って行かれると言います。大変な負
担であります。高過ぎる国保税を何とかしてくださいと、これは今、住民の悲鳴であり
ます。

私は、もう国保税というのは、事務担当のやり繰りで済む問題ではなくて、政治の問
題だと思っております。つまり、国の政策と市長の政治判断です。なぜなら国保の仕組みにか
かわる問題であるからであります。国民健康保険法第1条では、憲法25条の要請に応
えて、国民健康保険事業の健全な運用を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に
寄与する、そういう目的を持っているとして、社会保障制度であることを明確にうたっ
ています。国保を議論するとき、ここのが肝心なのであります。ややもすると首

長も市当局も、議員の中にも、国保は助け合い制度だから医療費の支払いが多くなれば税金を上げるしかないとの議論が垣間見られますけれども、それは国民健康保険法の趣旨から見て正しくありません。つまり、国民健康保険事業は社会保障制度であり、その財政運営は国が健全な財政に手助けをしなければならないのであります。ところが政府は、80年代の臨調行革、あるいは自主・自助の攻撃を行って、85年に総医療費に占める国庫負担割合を、それまでの45%から38.5%へ引き下げ、自治体の国保財政を苦しめました。そのため自治体は国民健康保険税を引き上げ、住民負担は重くなったのであります。このことを私は前の町村議会でも佐々木町長、あるいは今引退した山谷町長にも、このことを論戦を行っておりますが、そのときの首長さんは、全くそのとおりだという答弁をしておりますが、このことにより国保は他の医療制度と比較すると、加入者の所得に対する保険税負担が著しく高くなっている所以であります。国は責任を果たしていないのです。こここのところをきちんと見なければ国保税を低くしてほしいという住民へ、国保税を高くしなければやっていけないという言い方しかできなくなってしまうのであります。国は、国家公務員です。市は地方公務員です。首相も市長も憲法と法律を守る義務があります。しかし、国保で言えば、その法律の趣旨を守っているとは言えません。これだけ住民の生活を脅かしている所以でありますから。また、地方自治体への負担金を削ったばかりか、払えない加入者が増加することを厚生労働省は7月31日に公的年金を支給する国保の加入者を対象に、国保税を年金から天引きする特別徴収する方針を固めたと伝えられております。

以上述べてきましたが、国保の健全な運用を行うため、国民健康保険法第11条による国保運営協議会が設置されております。本来、国保運営協議会の任務は、加入者の立場にたって高過ぎる保険税をどう改善していくか、市民の健康で文化的な生活をどう保障していくかを検討し、推進していくことですが、必ずしもそうになっておりません。年数回の審議では、膨大な資料が配られ、短時間の審議では他都市との保険税や収納率の比較等の会議で加入者の実態に見合うような制度運営の議論にはなっていないと思えます。どのような議論をされているかも住民にはわからないのが実態であります。苦境にある加入者の声を反映させるために、公募などで加入者に参加できる運営協議会にすべきであります。

国保運営について全国市長会でも国に要望活動を精力的に行っていることは承知ですが、引き続き活動を要望するとともに、私は、国の悪政から住民を守る防波堤の役割を

果たすのが地方自治体だと思っております。要するに私が言いたいのは、国保税を下げ、住民の負担を軽減するために、大仙市としてどうするか、市長の政治的な決断をお尋ねしているのです。

これまで述べてきましたけれども、それぞれかみ合った答弁を求めます。

次は、公共施設の利用料金についてお尋ねいたします。

これは合併による変化であります。まず私にきたアンケートでの生の声を2、3紹介したいと思います。

1つ目は「大仙市になったら旧協和町の屋内体育館が、今度料金が取られるようになった。取らないでほしい。」「旧協和町民センターの若者ホールで、いつも家族でカラオケを楽しんでいたのですが、有料になってから行ってません。有料になったのが残念です。」、次、「合併したら公民館の使用料の減免条件を多くしているが、実際には値上げと同じだ。」あるいは「ゲートボール協会の大会などの資料のコピーも有料になった。」また、「スポーツ施設が有料になって、使用しづらくなった。合併になって不便になった。」などありますが、住民がいきいき活動できない状況にあります。不満がいっぱいです。これらは合併町村共通だと思いますけれども、例えば協和町の例として、公民館使用料やスポーツ施設使用料について、合併協議では使用料については合併後に調整しますとして、いくつかの減免規定があります。しかし、老人クラブ、あるいは若者が利用していた施設が、これまで無料だったものが有料となって、利用しづらくなっているのが実態です。減免規定の運用で事足りる問題ではないと思います。これらの施設利用収入は大仙市の財政にとって、どんな位置づけなのが疑問であります。様々な集会で偉い人の挨拶では、「合併して良かったと言われる大仙市にしたい」と決まり文句で述べておりますが、今これらの利用者からは「合併したら悪くなった」と言っているのです。市長の見解を求めて質問を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 83番今野智君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 今野議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、アスベスト問題についてであります。

初めに、アスベスト問題に対する認識であります。テレビや新聞等により、毎日のようにアスベスト問題の危険性や不安について報道されております。私自身、出稼ぎ運動の一環として、長年じん肺の労災認定に関わってきた者の一人として、議員ご指摘の

ように日本におけるアスベスト対策は、欧米に比べ極めて遅れており、大きな社会・健康問題であると認識しております。欧州連合EUは、今年1月に石綿の使用を原則全面禁止としましたが、加盟主要国では既に80年代から使用禁止措置に踏み切っていたことなどから考えてみましても、日本においては2004年の原則禁止、2008年の全面使用禁止と、あまりにも対応が遅いと言わざるを得ません。昨年11月、早稲田大学国際会議場で世界の40カ国近くの国と地域から120名の海外代表を含めて開催されました「2004年世界アスベスト東京会議」が大きな世論となって行政や国会を動かし、現在のアスベスト問題への緊急な対策へ向かわせたものと考えております。

さて、大仙市の対策につきましては、使用状況について県の「建築物のアスベスト使用実態調査要領」に基づき、8月8日付けで設計図書や目視などによる調査を実施しているところであります。含有の不明なもののある場合は検査機関に依頼し、詳細な調査を実施する予定であり、全てがまとまり次第公表いたしたいと存じます。

また、急を要するものについては即座に対応しなければならないと考えておりますが、アスベスト対策に対する基本計画の策定につきましては、国・県の動向を見定めながら検討し、対応をしたいと考えております。

また、学校施設につきましては、教育委員会で現在調査を行っておりますし、児童施設に関しては所管する課で調査を実施しております。

さらに、市民相談窓口の開設につきまして、アスベストに関する相談は環境対策課で、アスベストによる健康被害に対する相談は健康増進課で対応するなど、現在の体制の中で対応してまいりたいと考えております。

なお、大曲仙北広域市町村圏組合や大仙美郷環境事業組合の管理者としてもアスベスト調査の実施を指示しております。

質問の第2点は、国民健康保険税についてであります。

初めに、国民健康保険税につきましては、介護保険や年金等とともに社会保障制度の一環を成すものであり、社会的な相互扶助の精神に則り、他の社会保険と同様に国や市町村の責任において行われておりますが、その基本原理は自己責任の原則により国民が経費の負担に応ずる互助共済的な制度であると認識しております。

また、国民健康保険は、住民に身近な行政主体である市町村が運営主体となっておりますが、脆弱な経済力から生ずる負担の不公平の問題のほか、被用者保険における事業主負担に見合うものがないことなどに対し、国が交付金を支出することなどにより財政

運営への助成を行っているところであります。

ところで、国庫負担率につきましては、退職者医療制度の創設に伴う措置として負担率に変更されたものでありますが、その後に財政運営の強化を図るため、保険基盤安定制度や保険財政安定化支援事業などの助成が措置されております。また、資格証明書の交付につきましても、被保険者間の負担の公平を図るため実施しているものであり、納税相談などを通じ、未納者の生活状況等十分把握した上で生活に支障をきたさないよう配慮しながら行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、応能・応益の負担につきましては、国民健康保険税の算定にあたり、経済的負担能力に応じた応能制と応益に応じた応益制を勘案することになっており、そのバランスを取ることが被保険者全体で保険制度を支える観点から重要とされております。

また、応益割が取り入れられる主な理由として、国民健康保険が地域保険として住民相互の連帯意識に支えられて運営されていることや加入者が自営業等多種多様の職種にわたるため、負担能力の正確な把握に困難が伴うことなどが挙げられております。一定所得以下の世帯への救済的な措置として、応益部分の税額を軽減しているほか、税額全体について減額免除の対象に該当する場合など制度的な配慮がなされているものと考えております。

次に、運営協議会の選任につきましては、国民健康保険運営協議会が国保事業運営に関する重要事項を審議することを目的に、市長の附属機関として設置されており、委員の構成は被保険者を代表する委員のほか、医療機関を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員により組織されております。このため、被保険者代表の委員の選任にあたっては、国保の運営に十分な理解と熱意を有する方に依頼しているところであります。

委員ご質問の被保険者代表の委員に関する公募の問題につきましては、国庫制度に熟知し、専門的知識が必要であることから、公募にはなじまないものと思っております。

次に、国保税の引き下げにつきましては、先の定例議会でも申し上げましたとおり、国保財政を取り巻く厳しい状況は今後も続くものと予想される中、健全で安定的な事業運営を図るため、今後の医療費及び介護給付費の動向、所得の状況並びに決算の状況を勘案しながら、中期的な展望のもと計画的な基金の活用などにより、できる限り高負担とならないよう配慮してまいらなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

質問の第3点、公共施設の使用料金に関する質問につきましては、教育次長から答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（加藤 勲君） 相馬教育次長。

○教育次長（相馬義雄君） ご質問の第3点は、公共施設の利用料金についてであります。

社会教育施設、あるいはスポーツ施設の使用料につきましては、合併協議の中で、それぞれの施設の規模や設備内容などが異なることから、合併前の使用料をそのまま継続することとして現在運用しております。

また、減免措置についてであります。合併前の地域によっては使用料減免規定の中の、「その他町長が特に認めた場合」という文言を幅広く運用し、町民には無料としていたところもあります。合併後に負担増と感じたこともあると思いますが、基本的には市内の類似施設での取り扱いに差異がないように統一したところでございます。

ご質問の協和体育館につきましては、合併前には旧協和町体育協会が加入している団体や老人クラブなどの使用は無料でしたが、大仙市民体育館規則では、市内の高校生以上、一般もその対象となりますが、市内の高校生以上が使用するときは5割減額と統一したところでございます。したがって半額のご負担をいただいているところでございます。

次に、協和市民センター和ピアの減免につきましては、市内の類似する大曲市民会館、あるいは中仙市民会館、仙北ふれあい文化センター、協和市民センターについて定めております大仙市市民会館等に関する条例・規則に沿って取り扱っておりまして、使用料や減免規定につきましては、合併前のそれぞれの施設に定めてあったものと同様としております。

但し、運用にあたってでございますが、私的な利用については一部有料とするなど統一を図っているところでございます。

使用料と財政の位置づけについてでございますが、歳入予算に占める使用料の割合は決して大きくはございませんが、行政サービスのコストに基づき、応分のご負担をお願いしたいと思っております。

使用料の減免規定につきましては、その運用を統一したことにより、地域によっては合併前に免除であったものが適用外となったものもありますが、住民負担に配慮しつつ応分の受益者負担をも勘案し、再編してまいりたいと考えておりますので、よろしくご

理解いただきたいと思います。

地区の公民館やこれに付随した運動施設は、そこに住む市民にとって最も身近な施設でありますので、今後とも施設の充実と適正な維持管理に努め、市民に親しまれ使いやすい施設となるよう意を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 83番。

○83番（今野 智君） 再質問をいたします。

まず、3番目の施設料金の問題からですけれども、答弁を聞いていて何を言ってるかなというふうに感じました。つまり、これは高い方に合わせているんじゃないかと。合併するときは、合併すれば良くなると、住民の負担は低くすると、みんなに言ったでしょ。ところが高くなった。逆ですよ、これは。今、答弁の次長も言ったけれども、この施設料金の財政的なね、問題はたいしたことないんだと。というならば、住民にね、そうした機会を多く与えるためにも、使いやすくするためにもやったらいいじゃないか、無料で。ちなみに合併になってこうした施設で良いことになったの1つある。その1つというのは、例えば協和町でいうと大盛館なんです。大盛館は今まで有料だったけれども、合併なってから無料になった。なぜか、これは県の姿勢にも影響あると思うんですけれども、県は文化施設は無料だというふうな方向だそうです。県立博物館もそうでしょう、無料なつたでしょ。その一環だと思うんですよ。そうした文化施設はね有料のものを無料にして、若者とか、あるいは老人が多く使用するこうしたところを有料にすると。高くするということはどういうことだと。さっきも言いましたけれども、合併して良いこと何もねんでねえかと、こう言ってるんですよ。役人の答弁でなくて、政治的な答弁してくださいということですよ。これが1点。

それから国民健康保険のことですけれども、これもです。栗林市長の答弁を聞いていて、私は栗林市長と政治的な討論をしたいと言いました。しかし答弁は役人の答弁です。政治家としての答弁じゃないと思う。この程度の答弁ならば担当部長できますよ。

そして、この国保税についての住民の認識はどうかと伺ったんですけれども、その点については答弁なかったんですね。市長は個人的に言えばね、80万も90万も報酬もらっているわけでね、例えば一般の市民、国民年金いくらもらっていると思いますか。1カ月3万、5万ですよ。そういう中から国民健康保険税払ってるんです。だから、あなたの認識とは全く違う次元の中で苦しんでいる、そう思いました。答弁聞いてて。そ

こらへんまずひとつね。

それから、互助共済制度だと認識していると。これは違うと思う。もう1回答弁してもらいますけども。国民健康保険法第1条は、もう1回言います。憲法25条の趣旨をね、とらえて、この第1条作ったんです。憲法25条わかると思うけどね。ですから、共済制度じゃないんですよ。これはね、社会保障制度なんですよ。はっきりうたってるんじゃない、法律に。うたってることを共済制度ということでねじ曲げてはだめですよ。そのこともね、答弁してください。

あとは運営協議会ね。公募になじまないと言うけれども、じゃあ今現在の人は公募した以上に立派な人ばかりだかということですよ。どういう基準でその委員にしているかということもあるですよ。そういう人たちよりも、もっと立派な人いるかもしれないですよ。そういうふうな基準わからないです。

ちょっと言葉はきついでけれども、以上答弁願います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 国保問題についてであります。今野議員のお考え、考え方、大変立派だと思いますけれども、共有できる部分もありますけれども、例えばこの社会保障制度という考え方でありまして、私自身は社会保障制度というのは公的扶助、社会福祉、社会保険、公衆衛生、この4つの部門から成り立っている、これが社会保障制度であると。この中の一翼を担っているのが国民健康保険であると、こういうふうに思っております。

加えて日本の医療保険は、国保制度は戦後に創設されておりますけれども、少し遅れておりますけれども、全体とすれば皆保険という形で医療制度とすれば世界で一番進んだ制度であるというふうに認識しております。この制度を運営する上で様々な工夫を凝らさなければならぬだろうと、こういうふうに考えております。当然、社会保障制度でありますので、憲法に保障された、このいわゆる国の関与という、もうこれは当然でありますけれども、全部が全て国ができる仕組みではないのではないかと思います。その国家体制がそういうふうになれば別でしょうけれども、日本の今の国家体制の中では、社会保障制度の定義というのは、こういうふうな位置づけの中で運営されておりますので、与えられた要件の中で我々がいかにこの制度を活かしながら工夫していくか、あるいは地方自治体の財力にもよるわけでありまして、破綻してしまえばおしまいでありまして、そういうことも考えながら我々は運営をしていかなければならない、こうい

うふうな考え方でおります。

もう1つ、公募の問題でありますけれども、確かに議員ご指摘の点もあります。ただ、この国保運営協議会というのは、救済する機関では私はないと思います。それは別の形でやられるべきではないかと思えます。制度そのものを十分機能しているのか、この地域にとって十分にこの国保制度が機能しているのか、これを審議していただくところが運営協議会だと思っておりますので、一定の基準で委員を選ばせていただくというのは当然ではないかと思っております。

その他、議員は政治家としての答弁ということでもありますけれども、与えられた地方議会の中で我々は、住民の暮らしをいかに向上させるかという議論をしているところでありますので、おのずと制約があろうと思えます。これは別の場で、間もなく選挙も始まりますので、そういう大きな場所で国家国政の問題として議論していただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（加藤 勲君） 市長、公共施設の使用料について、政治的な判断がどうなのかというふうな問いがありますが、市長からお願いします。

○市長（栗林次美君） この公共施設の料金の問題につきましては、教育次長から合併の協議会の経過も経まして丁寧に答弁していたのではないかと思います。ただ、そこまで言われますと、やっぱり公共施設、これは市の全体の収入からいけば、これは数字は極めてわずかではあります、これはものの考え方ではないかと思えます。本当にその減免しなきゃならない部分については、市長の特認という形で減免措置を講じておりますので、一定のものはやっぱり負担しながらみんなで利用していくという考えに立たないと、全部を無料にしなければならないということにつながっていくと思っておりますので、そこは議員とは譲れないところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（加藤 勲君） 83番、再々質問です。

○83番（今野 智君） 答弁を聞いていて、いや、これなばなかなかこれ国民健康保険下がねなと思いましたよ。政治、政治と言うけれども、国の制約の中で、与えられた中で頑張っていくという、それはわかる、わかるけれども、例えばさっき言ったでしょ。当然為すべきことをやっていないのが国であるから、そこら辺の認識がちょっと弱いと思うんです。つまり、45%国から来ておったものが38.5に減ったでしょ。それによって自治体が苦しいんですよ。自治体が苦しんだ、イコール住民が苦しんだ、このところをきちんと見なければ議論ならないですよ。

それからもう1つは、国民健康保険法の第1条のこと、もう1回じっくり読んでもらいたい。何と書いてあるか。あなたの考えとか私の考えでないですよ、これは。国の法律である。だから、こういうことですね。

それから、この施設利用料金のことだけれども、もう1回言うけれども、できないことをやるのが政治だと。でしょ。最初から法律あったわけでもない、規則あったわけでもない、条例あったわけでもない。条例作るのも…、まあ何か言ってるようだけれどもね、自分の任務を忘れて言ったってだめだよ。政治っていうのはそうですよ。住民が主体であって、住民に依拠された政治が我々でしょ。住民がいろいろ苦勞したり文句言ったりね、不満言ったり、要望言ったり、なぜこれにこたえられないかっていうことですよ。決まった規則だからこれだからと、そうでないでしょ。そこら辺は、やっぱり頭を柔軟にして、ああそうだなと。それもそうだなというのがこれ政治でしょう。当局でしょう。我々の要求に対して。そもそも合併とは何ぞや。合併なったら負担は低く、サービスは高くと言ったでしょ。そのことみんな老人クラブもみんな聞いているんですよ。それと正反対のことをやって、何が合併かというんですよ。みんな言ってますよ、合併しねばいがあったって。そういうふうな声をなぜ真摯に受け止められないかということですよ。当局の言い分はいろいろありますよ。応分の負担だとか何だとか、いい言葉使うけれども、実際だって今までより高くなったもの。そういう庶民の声をしっかり聞くということが大事だと思う。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 83番、答弁必要ですか。答弁できるかどうかわかりませんが、必要ですか。

○83番（今野 智君） 必要です。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議長に指名されましたので、同じことの繰り返しになると思いますが、まず国保の問題でありますけれども、確かに国からの、いわゆる国が負うべきその数字の部分については国は下げたわけでありまして、その代わりに別の制度を設けながらきたと、こういうことに私は理解すべきだと思います。その国庫負担率がどこが適当かという問題、これはまさに政治の問題であると思います。我々全国市長会でも、そこはもう少し上げるべきではないかと運動しております。こういう課題につきまして、ここで堂々巡りしても私はしょうがないのではないかと、それは別の場所でやる

べきではないかと、こういうふうに思います。

それから公共施設料金の問題でありますけれども、先程申し上げましたように、それぞれの旧市町村で工夫を凝らしながら、あるいはその財政も見てだと思えますけれども、首長の責任のもとに、ある部分について無料にしたりしてきたところがたくさんあるわけでありまして。今、協和の今野議員が言われました協和としてやってきたけれども、ほかの地域ではそういうものはやってこなかったこともいっぱいあるわけでありまして。そういうものをトータルしながらどこかに折り合っていくのが、この合併した大仙市民、できるだけやはりその市民の権利、そういうものを共通にしていかなきゃならないというのが我々の仕事ではないかと思えます。ですから、この一つの部分だけにとらわれなくて、全体としてのサービス、低くならないように頑張って我々合併を仕上げたわけでありまして、そういう観点でひとつ住民の皆さんに説明していただきたいと思えます。場合によっては変えなきゃならない場合もあると思えますけれども、全体とすれば、我々はそういう努力をして、格差が生じないようにしてきた合併だと、こういうふう認識しておりますので、そういうひとつご説明を住民の皆様をお願いしたいと、こういうふう思います。

○議長（加藤 勲君） 83番、今、答弁願いましたけれども、あなたと市長の国保の1条の問題でちょっとかみ合わないところありますけれども、どうかひとつよろしくこれで終わります。

これにて83番今野智君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。再開は11時20分です。

午前11時11分 休 憩

午前11時24分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。48番小笠原悌二郎君。

○48番（小笠原悌二郎君）【登壇】 第1回の定例会に続きまして今回も一般質問を行えることができましたこと、大変重要な責務だと考えております。在任特例の期間も残すところ1カ月余り。私は、議員の責務として本会議における発言、あるいは委員会等における発言が私の任務だと思ひまして、この後こういうことができるかどうかわかりませんので今回も質問をさせていただくことにいたしました。

最初に、国民体育大会の開催準備についてであります。

私この原稿を提出しましたのは、事務局が原稿募集をしました8月10日、11時でしたけれども、国民体育大会に関連しては、その翌日にこういうもの（だいせん国体NEWS）が配布されてきました。全く国民体育大会の開催準備がどうなっているのか見えておりませんでしたのでこの問題を取り上げましたところ、こういうものが出てきたり、昨日の市政報告でも市長の方からいろいろ細かなことが出ておりました、私が聞きたいところ、よほど出てしまいました。しかし、まだ聞きたい部分がありますので、ご質問をいたします。

秋田県内で平成19年に開催する第62回国民体育大会は、昭和36年以来47年ぶりと記憶しております。大仙市内でも軟式野球をはじめ、なぎなた、ハンドボール、自転車競技が開催されることになっています。ほかにもデモンストレーションとしてフライングディスク、グラウンドゴルフ競技があります。開催会場は大曲球場、サンスポーツランド協和、仙北球場、八乙女球場、また、奥羽グラウンドゴルフ場、中川原グラウンド、大曲体育館や大農体育館など市内の広範囲にわたる新生大仙市にとっては大きなイベントだと思います。

国民体育大会は、競技者の技を競うばかりでなく、広く国民にスポーツの普及と振興を図り、スポーツを楽しみ、心身ともに健康を増進することにあると確信しているものであります。昭和36年の国体開催の前年には、秋田県で県民にスポーツの普及と振興を図るためにスポーツバッチテストというものを行いました。記憶によりますと、100m、1,500m、走り幅跳び、砲丸投げ、それからもう一つ水泳があったと思っています。ただ、私がこれを受けたのは11月でしたので、水泳をやった記憶はありません。体を動かすことの大切さと健康第一は誰もが望む共通の重要課題であります。健全な体に健全な精神が宿るという言葉があるように、私はすごくこの言葉が好きであります。国体の開催は競技をスムーズに進行すれば良いというものではありません。国体開催を機会として市民にスポーツを愛する機会をつくる、競技施設を充実させる、会場周辺の整備を行うなど、極めて重要なことだと私は考えております。開催まであと2年、積極的な施策と広範な宣伝が重要と思いますが、どうでしょうか。その取り組みなどをお伺いしたいと思います。

さて、軟式野球では協和球場も会場となっておりますけれども、先般開催されました今年の夏の全国高校野球秋田県大会で協和球場の周辺道路が大混雑となりました。球場

前の県道から駐車場に入る車が停滞して、一般車も動けない状態だったんです。特にこの渋滞で国道13号で秋田方向から来て協和球場に曲がる右折する交差点、ここでは右折車線がないために国道も渋滞する結果となりました。このような大混雑は国体開催という一時的な現象として発生するかもしれませんが、発生しないかもしれませんが、わずかに高校野球があそこで協和球場で行われたことによってあれだけの大混雑が起きたのでありますから、これは一般車両や公共交通利用者などに迷惑はかけてはならないことだと思っております。バスも一緒に渋滞しておりました。郵便配達の手も動けない状態でした。また、駐車場整理のために多数の市職員が動員されて努力しておりました。協和球場のみならず国体開催期間中の動員体制も重要なことと思いますが、こういうものを含めて開催準備は万全かを伺いたいと思います。国体開催に伴う問題点は、こういうことばかりでなくまだ考えられますけれども、そのような問題点の対策などをどれぐらい挙げて、どのような対策を図っているのかを伺いたいと思います。

2つ目に、自然災害対策をお伺いいたします。

これも私がこの原稿を提出して2、3日後に宮城沖地震が発生しました。災害はいつ起こるかわからないのであります。今年も210日が近づいてきました。暦の上では9月1日が210日となりまして、毎年9月1日は「防災の日」として災害に対する認識や対策を考える日であります。今年も既に台風7号や9号が接近するなど、台風災害の危険を知らされているところであります。台風情報によりますと、台風11号、台風12号が既に発生しております。今年の210日、9月1日頃に併せてやってくるのではないかと心配があります。また先程言いましたように8月16日、午前11時46分頃、宮城県沖を震源とする強い地震があったことは誰もが記憶に新しいところであります。

こうした災害に対する災害対策を含めて、新市建設計画は大仙市のまちづくりとして職員の皆さん、あるいは関係機関などで鋭意努力されている進行中というふうに確信しているところでありますけれども、先般の地震のように待ったなしでやってくる自然災害と台風の如く数日前から予測されながらも完全なる対策がないのが災害対策だと私は思っております。台風の直撃や突如に起こる地震など、自然災害が発生しないことを願いながら災害対策を伺います。

1、旧市町村の地域防災計画は作成されておりました。旧協和町では、平成15年3月に厚さ3センチ、A4版で555ページにわたる防災計画が全戸に配布されました。新

市における防災計画は、今、どこまで進んでおられるのか、この大仙市の防災計画について伺います。

次に、県内でも市町村合併が進み、旧協和は旧河辺町と隣接の関係にありましたが、合併により土地自体は動きませんが、大仙市と秋田市という関係になりました。大仙市と隣接する市町村との防災協力関係は、どのように進んでおられるのでしょうか。これまでの内容では、広域応援体制の整備などとしてあらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の確立に努めるものとする、このようになっています。現状として、平成2年締結の秋田県広域消防団相互応援協定があるとされていますけれども、合併が進んだ今日、隣接市町村とのより密接な協力関係が重要と思いますが、どうでしょうか。

3つ目に、防災活動の中心は消防団に頼るところ大でありますけれども、自主防災組織の育成について現時点での取り組みはどうでしょうか。また、防災意識の啓蒙活動はどのように計画されておられますでしょうか。新市における防災計画の作成は重要だと思いますけれども、その内容、要点を市の広報に掲載するなど、内容を市民に知ってもらえるように努力して下さることが肝心だと思います。先程言いました協和町の防災計画、あの厚いものが全戸に配布されても、なかなか読んでもらえないのです。ちなみに私は、あの防災計画が協和に配布されてから、それとなく、もし万一のときに我々の避難場所はどこか知ってますかと10人聞いたら9人まではわかりませんでした。そして、ようやくその言葉で見たあとに、私、協和の境というところですが、境我々の避難場所は荒川小学校です。すぐ隣の船岡の合貝は和ピアでした。私が小学校まで行くのには約2kmあります。和ピアに行くのはわずか300mです。こういうようなものが、あの厚い中に書かれておったんです。これはおかしいという声も一部に出たほどでした。防災計画っていうものも十分そういうところも考慮しながら作成していただきたいものだと考えております。

さて次に、大仙市の職員の定数の適正化に対策を、このように考えて質問として取り上げてみました。

市町村合併が進み、大仙市もその一つとして今年3月に発足いたしました。8市町村の特別職は既に失職し、大幅な減員となっております。また、我々市議会議員の定数は30名となっておりますので、9月の市議会議員選挙によっては現在の4分の1以下となるのであります。市職員の定数については、合併協議会において協議されてきました。

しかし、これはこれから重要な課題の一つとなることは私は避けて通れない課題だと思っております。昨日の市長の市政報告の中でも、これに関連した表現が挙げられております。「退職者数に対する採用者数を抑制し、職員の削減を行い、適正とされる類似団体の職員数に近づけてまいります」このように書かれております。私が発言したいのは、職員を削減しなさいという、こういう角度からではありません。地方自治体職員の適正数はどれぐらいかというこういう論はあります。今、大仙市は合併直後の状態ですから、いろいろな課題、すり合わせ事項や新規に作成を要するもの、そういったものを含め、業務多忙のときとして一般的な定数では大変だと見ています。しかし、大仙市職員の適正数を今どのように見ているかということをもっと最初にお伺いしたいと思います。

8市町村が合併して企業的感觉からすれば、適正な職員数は大幅な減員になることが予測されるのであります。そこで自治体として適正な職員数とするため、優れた人材と貴重な労働力を社会に活かすことも重要な責務だと私は考えます。そこで市役所機構の中に、企画部の中に「独立企業育成課」などというものを設けてはどうでしょうか。そこで職員が自発的に独立のための企業を計画するものに対しては、独立後数年間は給与の補償を行うとか、また、他の企業に就職する者については給与の差額を数年間補償する、こうした対策を積極的に展開して、職員の適正数を確立する努力が必要であると思っているものであります。

私は、質問内容としては以上でありますけれども、今ここで私は同僚である議員の皆さんに向かって話をしております。私がこういうことを検討し、前向きにとらえてほしいのは執行部の皆さんですので、ちょっと角度を変えてお話を、ちょっと付け加えたいと思います。

一課の中で仕事の量と人数が合わなければ、やはりどうしてももっとその労働力を活かすために考えるのではないのでしょうか。昨日、市長の市政報告の中でも、今、大仙市の財政は大変だという話が最後にありました。市の財政が大変だ。とすれば、やはり現在おるすばらしい職員、人材、この貴重な労働力をもっと活かすことに前向きに積極的に取り組んでもらいたいというのが私の率直な気持ちであります。是非この意を酌んでいただいて、私もかつては労働組合の専従役員を長い間行った者として、一般企業的な人員削減、合理化というような感覚でこの問題をとらえてはおりません。昔から、個人の能力にはノルマを与えるときに能力プラスアルファでもっと良い生産をしなければならぬ、それがその人を育てると言われてきました。是非こういうものも含めて、今の

職員の定数というものに対する考え方を具体化してもらえれば大変有り難いと思います。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 48番小笠原悌二郎君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 小笠原議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問の第1点、国民体育大会の開催準備に関する質問につきましては、国体準備事務局長から答弁させていただきます。

質問の第2点は、自然災害対策であります。

初めに新市の防災計画につきましては、合併協議の中で「地域防災計画は合併後2年以内に秋田県地域防災計画との整合性を図り作成する」「災害対策本部等については、合併時まで要綱等作成し、地域防災計画作成時まで対応する」とされております。

申すまでもなく地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、火災、風水害、地震などの災害の想定から、情報収集・伝達計画・避難計画・応急対策計画など広範多岐にわたり、市民の生命と財産を保護するための計画であります。

現在、旧市町村の計画を精査の上、大仙市としての計画策定に向けて鋭意取り組んでおります。今後において水害予防計画、火災予防計画や災害時の通信確保、避難対策、給食・給水対策など秋田県を初め指定地方行政機関や指定公共機関との協議、そして市内の関係機関・団体との協議などもあります。早期の策定に努めてまいります。

なお、合併当初は担当する住民課消防班の体制が職員2名でしたが、7月1日付で2名を増員し4名としており、早期策定に向けての体制づくりを図っておりますので申し添えます。

さらに、災害時の相互応援協定を締結しました神奈川県座間市は、防災の先進地であり、その防災ノウハウを教示していただくことも考えております。

また、計画策定までの災害への対応につきましては、災害対策本部規定に基づき、震度4の地震発生時や大雨・洪水警報発令時には、本庁の住民課に「災害警戒対策室」、そして各総合支所市民課には分室を設置する体制を整えており、震度5弱・5強の地震発生時や大雨・洪水警報が発令され災害が発生したときには「災害警戒対策部」を、震度6弱以上の地震発生時には「災害対策本部」を直ちに設置する体制を整えております。

次に、隣接する町村との連携・協力関係につきましては、旧大曲市で締結していただいた県内8市との災害時における相互援助に関する協定、そして花巻市、北上市など岩手県7市と県南4市で構成しています「北東北地域連携軸構想推進協議会」の災害時にお

ける相互援助に関する協定がそのまま大仙市に引き継がれており、加えて神奈川県座間市との協定、秋田県広域消防相互応援協定も締結されており、それに伴う緊急時の連絡体制も整備されております。

また、合併により市の地域が広範となりましたが、本市を所管する大曲仙北広域市町村圏組合消防本部は、秋田市に次いで組織力・装備が充実しており、加えて新しく高機能消防指令センターが運用を開始しており、災害時における迅速な消防・救助活動が図られております。さらに美郷町や来月合併する仙北市も広域消防本部の管轄下にあり、連携・協力関係は心配ないものと考えており、このほかただいま申しあげました秋田県広域消防相互応援協定により、秋田市など隣接する市町村からの広域的な消防応援体制は確立されております。

次に、自主防災組織の育成と防災意識の啓蒙につきましては、災害時においてお互いに助け合うという意識と行動が被害を最小限に止めると言われており、このことから自主防災組織の果たす役割は大きく、その育成強化は重要であると認識しております。

現在、市内には自主防災組織として98団体あり、組織形態としては町内会単位が多くなっております。これに婦人による火災予防組合や婦人防火クラブが79団体ありますが、組織数としては多いとは言えません。

今後、広域消防本部、消防団などの関係機関・団体との連携を図りながら、人口、世帯数、家屋の密集度から考えても自主防災組織の必要性のある大曲地域をはじめ、組織の少ない地域への結成を呼びかけるなど、その育成強化に努めるとともに、市広報や各種パンフレット等により、市民の災害への危機意識の醸成と防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

なお、この自主防災組織の結成に向けて中仙総合支所では、秋田県が主催する「安全・安心まちづくり事業」の中で「地域安全・安心ディフェンダー育成事業」を取り入れ、組織づくりに重要なリーダーの養成を図ることとしており、同地域における組織率の向上と他地域への波及を期待しているところであります。

質問の第3点目は、職員定数の適正化対策についてであります。

合併によりまして大仙市の職員総数は4月1日現在1,473人で、そのうち一般行政職員数は1,106人です。市の今後を考えますと、議員ご指摘のとおり職員定数の適正化が重要な課題の一つであると認識しております。市町村の定員管理が適正であるかどうかについて、総務省では定員モデルや類似団体職員数の状況などを作成し

て、これらを指標とするよう指導しているわけでありますが、これをもとに合併協議会における新市将来構想の中で一般行政職員数を合併後14年間で適正とされる類似団体の職員数に近づけるとしておりましたが、本年度策定する定員適正化計画では、10年以内に目標を達成する予定であります。この対策の一つが、退職者に対しまして採用者を抑制することによる職員の削減でありまして、そのほか事務事業や組織の整理・合理化といった見直しによる縮減、社会福祉法人等の法人化への移行や業務の民間委託、IT化の推進による縮減に努めながら、限られた人的資源を有効活用するため、職員の資質向上を図り、さらに適材適所の人員配置により貴重な人材の有効活用を進め適正化を推進したいと考えております。

もとより定員の管理は住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないという地方自治法の基本理念に沿って適正に行うべきものであると考えますので、議員からの提案等も参考にさせていただきながら、今後作成することにしております定員適正化計画等に反映させてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 中嶋国体準備事務局長。

○国体準備事務局長（中嶋喜代博君） ご質問の第1点目の国民体育大会の開催準備についてお答え申し上げます。

初めに、啓発活動につきましては、市政報告で申し上げましたとおり、実行委員会の本年度計画に基づきまして、市庁舎及び競技会場に看板・幟旗を設置したほか、国体のマスコット人形を庁舎窓口や小中学校等に展示し、市民へのPRに努めてまいります。

また先般「だいせん国体NEWS」第1号を全戸に配布したところであり、今後、国体に親しんでいただけるよう定期的開催競技等の国体情報を提供してまいりますし、オリジナルキャッチコピーの募集、それからスポーツイベントボランティア募集を通じまして、市民一人一人に参加いただける体制を整備してまいります。

また、国体開催の2週間前に行われます大会旗・炬火リレーのトーチの火種の採火地として、仙北地域振興局管内につきましては、当市の国指定史跡「払田柵跡」が決定いたしましたので、多くの地域住民に参加いただきながら準備を進めてまいります。

以上のような具体的な啓発活動を実施してまいります。議員ご懸念のように市町村合併直後であり、市実行委員会が立ち上がったばかりでありますので、会場地とそれ以外の地域での国体に対する意識の違いや会場地間でもハード・ソフト両面での温度差が

大きいことから、当面はあらゆる機会をとらえまして、市民の国体意識の高揚を図るとともに、市民参加を促すような環境整備に努めてまいります。

次に、ご指摘の交通渋滞につきましては、秋田市内の2校が対戦する準々決勝の際に予想を超える秋田市内からの観客が訪れたために球場及び隣接施設の駐車場はもちろん、周辺道路に駐車する状況となりまして、試合終了と同時にそれらの車両が秋田方向に向かう国道に集中したことから渋滞となったものであります。

大会期間中は、議員お話のありましたとおり、市職員は交通指導隊2名と主催団体の県高等学校野球連盟に協力しまして駐車場整理にあたっておりましたが、緊急の交通対応は難しかったと報告を受けております。

国体開催時において、このような交通渋滞対策や入場制限が講じられるケースとしましては、地元チームが上位決戦に勝ち進んだ場合や人気チームの出場します公開競技の高校野球、それからトップアスリートが出場する競技等ではあるようでございますけれども、一般的には国体本大会のときには37に及ぶ競技が一斉に行われ、観客が分散すること。また、国体会場地選定にあたりまして、施設整備状況として駐車スペースも含めた中央競技団体の正規視察を経た上での正式決定がなされておりますことから、競技時の混乱は少ないと伺っております。

いずれ、今後これらの対策も含めて大会のスムーズな運営を図るため、競技団体と市職員の今年の岡山国体及びリハーサル大会の視察を予定しておりますので、これら視察の結果を踏まえ、警察等関係機関と十分協議しながら、市民ボランティアや職員の動員体制も含め、様々な課題に適切な対応策を講じながら大会準備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 48番。

○48番（小笠原悌二郎君） 再質問を、質問というより考え方を述べながら、是非意を理解していただきたいと思います。

国体開催につきましては、先程も述べましたように、地方に国体を開催するという事になった一番の理由は、国民に体育に親しんでもらう、そしてより多くの国民に楽しんでもらうということだと私は考えてきました。そのように認識しております。是非スムーズな大会というだけではなくて、大仙市民の皆さんにも、いろんなスポーツを楽しんでいただくということも大きな要素としてこれから万全な体制をつくっていただきたい、このようにお願いします。

2つ目に、自然災害の問題であります。

先程市長からの答弁はありましたけれども、私、災害ということになるかならないか、台風とか地震に限らずよく目にするのが事故の例であります。この前も協和の船沢の地区で重大な事故が発生しました。そしたら、この事故に対する対応はどうしても大仙市の管轄からいきますので、その対応が、本当はもう河辺町まで何百mしかないところなのに対応が遅れているわけです。幸い死者にはなりませんでしたが、重傷の事故と報告されておりましたが、やっぱり私は隣接するところとの協力関係というものの重要性を感じるのであります。いろいろな面での協力協定、応援協定、こういうものはできましても、それが速やかに、できるだけ短時間の間に達成できる体制をとというふうに考えますと、どうしても隣合わせたところ、こういうことが非常に重要になってくるのでありまして、その隣接市町村との協力関係、ここにも細かな目を届けて進めていただきたいと、こうお願いをしておきます。

3つ目の職員定数の適正化に対する答弁も市長からいただきました。

でも、やはり私、答弁を聞きながら、どうしてもこれまでの職員定数に対する考え方、進め方、この域を脱していないような気がしてならないんです。これからの国の政策でもいろんな面でも改革、改革ということが叫ばれております。私は、改革ということは重要なことだと思います。退職数に対して採用人数を抑えるとか、IT化によって縮減するとかというような言葉はこれまでも私は聞いてきました。しかし、先程言いましたように、今、自治体で自分のところにいる能力ある職員、そして貴重な労働力を社会に活かすという観点に立てば、単に退職者数に対して採用者数を抑えるとかというような観点ではなくて、もう一歩進めた本当に改革的な観点でこういう問題に取り組むべきではないかという気持ちを持っている者であります。

これはまた当てはまるだろうと思って私は発言しますけれども、私はかつて船乗りでしたが、200海里による日本の漁業が遠洋に出られなくなったときに、私たちは300名の定員に対して、まだ職がない、このままでは我々枯れ死んでしまうということで、みんなでいろいろ相談しました。そしたら、300名の定員であつてもいいじゃないかと。600名乗せてやれと、こういう意見もありました。ところが、これでは船が沈んでしまうんです。また、雇用期間が3カ月のところへ、それを半分半分で乗って行ったらいいじゃないかと、こういう声もありましたけれども、これでは収入が減になるんです。稼ぎがなくなるんです。私は、今ある労働力、市の労働力、こういうものを

ももっとも有効に活用してほしい、こういう気持ちを込めて話しておりますので、是非これからそういうことも含めて検討していただければ大変有り難いと思っています。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 48番、要望ですか。答弁いりませんか。

○48番（小笠原悌二郎君） 考え方ありましたら、ひとつお願いします。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長、考え方ありましたら、ひとつご答弁願います。

○市長（栗林次美君） 国体も迫ってまいりまして、準備につきましては、今、実行委員会も設立できまして、いろいろ入っているところであります。議員ご指摘の、いわゆる中央体育の振興と体育を楽しむ、これは今までも変わらないと思いますので、もう一度原点にかえりまして、この活動を強化してまいりたいと、こういうふうに思います。

それから、災害関係の問題であります。確かに先程答弁したとおりでありますけれども、隣接地域、一応自治体が違うわけでありまして、この辺の問題についてはもう一度関係部署からチェックさせていただきながら、より隣接地域との関係を強化してまいりたいと、こういうふうに考えております。

最後に、この定数の問題であります。議員がおっしゃった考え方を含めながら、単なるその人数を減らすというのではなくて、私はその様々な仕組みを変えることによって職員の能力というのはもっと伸びるもんだというふうに考えております。これは段階的にやっていくわけでありまして、1割、2割の仕事というのは、1人の人が工夫すればできるし、より良い仕事につながるのではないかとということで、退職者に対して新しい職員については少し抑え気味にいくということでスタートさせていただいております。それだけでも職員定数というのはずっと減ってくるという状況であります。より積極的に、例えば議員ご指摘のように、新しい分野に出ていくという可能性のある人も職員の中にいるとすれば、間接的なそういう雰囲気づくりみたいなものをやらなければならないのかなというふうな思いでおります。ただ、この問題は非常に微妙な問題でありまして、いわゆる首切的な要素と見られがちでありますので、慎重を期したいと、こういうふうに思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 48番、今、市長が答弁しましたことをご了解いただけますか。

○48番（小笠原悌二郎君） はい。

○議長（加藤 勲君） これにて48番小笠原悌二郎君の質問を終わります。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後12時09分 休 憩

午後 1時01分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。15番佐藤勝美君。

○15番（佐藤勝美君）【登壇】 私からは、皆さんのお手元の方に発言の通告書と、それから当局の方にも通告書と、その趣旨について文書で届いておりますので、ここでしゃべることはしません。答弁を聞いてから再質問、再々質問の中でお話したいと思えます。

よろしく願いいたします。

○議長（加藤 勲君） 佐藤議員、項目だけでもおっしゃってください。確かに資料は提示していただいておりますけれども、質問についての発言の題目だけでもいいですから、どうかよろしく願います。題目だけ。ここで。

○15番（佐藤勝美君）【登壇】 では改めまして、大変申し訳ございません。議長命令ですので話をさせていただきます。

項目だけと言いましても、私にしゃべらせるとだんだんに長くなっちゃいますので、本当に項目だけ、発言の通告のこの部分だけ読みさせていただきます。

地域イントラネット事業について。2番、大曲駅周辺の区画整理事業について。3番、予算について。4番は条例からです。そうですね、今、1つ気がつきましたので、3番の予算についての中で「市長の心意気を感じた」で終わっていると思うんですが、ここに「がしかし」を付け加えていただきたい。よろしく願います。

○議長（加藤 勲君） 市長から通告に従いまして、15番佐藤勝美君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤勝美議員のご質問にお答え申し上げます。

発言通告要旨がお手元に渡っていると思いますので、質問要旨についてまとめられておりますので、その冒頭を簡単に申し上げまして質問に答えさせていただきたいと思えます。

質問の第1点は、地域イントラネット基盤整備事業による高速情報通信基盤施設の運用実績についてであります。

本事業では、旧 8 市町村を光ファイバーケーブルにより結び、高速情報通信網の整備を図るとともに、広域行政情報の提供をはじめ、地域振興映像配信、テレビ会議、教育支援映像の配信、健康サポート事業などを目指し実施されたものであります。

本庁、各総合支所間の住民情報や財務情報など、大仙市の各システム稼働の基盤となって運用されているほか、住民が自宅や身近な公共施設からホームページによる各種情報の収集、相談や苦情の対応、公共施設の検索や予約、キオスク端末からの健康サポート等の情報を得ながら、それぞれに活用や運用している状況にあります。

ホーム…。

(副議長より「15 番議員の一般質問の仕方に問題あり」との声あり)

○議長（加藤 勲君） 今、市長の説明中ですので、市長終わってからひとつ議事進行のご発言いただきたいと思えます。

○市長（栗林次美君） それでは続けさせていただきます。

ホームページについては、合併時から 13 万 1,000 件のアクセスがあり、相談や苦情などの問い合わせは 82 件、公共施設予約の登録施設数は 75 施設、インターネットによる施設予約システムの登録ユーザ数は 1,149 人となっております。

次に、今後の運用見通しについてであります。住民が求める情報を必要なときに身近なところから得られることを基本に、テレビ会議や教育向け映像配信サービス、住民の会議参加や福祉相談、議会傍聴などの利用形態や利用のしやすさを検討しながら今後の運用体制の確立を図ってまいります。そのため、本システム機能を職員に再度説明しながら、関係各課、教育委員会機関等と連携を図って対応してまいりたいと考えております。

質問の第 2 点は、大曲駅周辺区画整理事業についてであります。

初めに、当該事業につきましては、当初計画において総事業費 165 億円、事業期間を平成元年から平成 19 年度として事業着手して以来、これまで 3 回の実施計画の変更を経ており、現認可事業費 259 億 3,000 万円、事業期間を平成元年度から平成 24 年度とする事業計画により事業を進めているところであります。

当事業は、大曲駅の西側に位置する駅前商店街等を含んだ地域と、近年、新興市街地として広がりを見せている駅東地区を含んだ周辺地域を中心市街地としてとらえ、当地域が広域圏における交流拠点地区であることから、当地域の整備が圏域の顔づくりとして非常に重要な事業であると認識しております。一昨年、大曲市長就任直後において、

当事業が合併後においても計画どおり推進できるのか、事業計画の内容や財源見直しについて再検討した結果、事業手法の見直しや中通線整備事業への合併特例債の適用などにより、事業の継続実施ができることを確認したものであります。

また、高速交通体系や広域的な道路網とのアクセス強化のための大曲東口と国道13号大曲バイパスを結ぶ駅東線やこれに接続する中通線等の内環状道路の整備をはじめ、新幹線効果による有利な地区特性を活用するための大曲駅東口広場の拡充など、区画整理事業と一体となった大曲駅周辺の整備を推進することが中心市街地や高速交通体系網に連携した周辺地域全体にとって、商業の集積や良好な宅地形成等の総合的な発展や活性化に寄与するとともに、大仙市全体への経済的な波及効果も期待できるものと認識しておりますので、現計画どおり平成24年度の完成を目標に事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、区画整理事業の経過につきましては、昭和62年度に大曲駅前地区が完成し、これに引き続き隣接する地区を整備するため、平成元年度に大曲駅前第二地区として事業を立ち上げ、平成14年度までに黒瀬町地区が概ね完了し、平成15年度からは丸の内地区の整備を順次進めているところであります。整理前の狭隘で屈曲した道路や不整形の宅地の状況からしますと、整理後の地区は幹線道路を中心とした都市計画的な道路網の整備により、都市機能や商業環境は大幅に充実し、良好な居住環境が創出されていると考えております。

一方、当初想定していなかった近年の社会情勢等の変化により、全国的な傾向である既存市街地の空洞化現象が生じていることも事実であります。今後のハード面の整備により、事業完成時には全体的な土地利用の状況が相関的に向上することにより、大仙市の顔として大曲駅を中心とする市街地はもとより、周辺地域全体の活性化や発展に寄与するものと期待しております。

また、ハード面での整備のみならず昨年度発足した「株式会社TMO大曲」や商工会議所等の関係団体と連携をとりながら、まちづくりに関するソフト面での施策の展開を図り、ハード・ソフト両面での相乗効果を発揮することが肝要であると考えております。

次に、全体事業の財源につきましては、国の三位一体改革による制度変更はあるものの、駅周辺整備に係わる「まちづくり交付金」や新たな「住宅市街地総合整備事業」の導入、また、合併特例債の適用などにより、現計画の継続が可能と判断しており、事業が早期に完成するよう努めてまいります。

質問の第3点は、予算についてであります。

ご案内のとおり平成17年度当初予算につきましては、旧8市町村それぞれの計画をベースに持ち寄った予算原案を尊重しながらも、事業実施年度の平準化、後年度負担への懸念、さらには地方交付税など依存財源に頼った大仙市の財政力を考慮した結果、合併協議会で策定した財政計画より圧縮した予算規模により、慎重にスタートを切らせていただいたものであります。

当初予算には計上せず補正対応としたものに、まちづくり交付金事業、除雪対策費などがありますが、これらについては事業内容の精査・縮減のための時間が必要であったこと、財源の調整が必要であること等により、あえて今回の補正対応としたものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

平成18年度以降の予算編成についてであります。地域の特色・独自性を活かしながら、大仙市として早期に一体化を図るということに尽きるのではないかと考えております。現在、大仙市まちづくり計画をベースに大仙市総合計画の策定を進めておりますが、総合計画の初年度となる平成18年度は、計画に沿った予算編成の初年度でもあり、実質大仙市としてスタートする重要な年と位置づけております。

平成18年度以降も引き続き事業の継続性、緊急性を考慮するとともに、各地域にはそれぞれの特色、ニーズ、伝統、文化がありますので、それらをよく把握した上で、必要などころには予算を重点配分するなど地域性を大切に、安全で住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そのためにはまず財政基盤の安定が必要であると認識しております。国の三位一体改革による国庫補助金の削減、交付税制度の改革など不確定要素が多い中で、初代市長として大仙市の基礎づくりが私の責務であると考え、「市政は市民のために」を基本とし、限られた財源を有効的かつ効率的、効果的に活かすとともに、広域合併のスケールメリットを活かした行政サービスの提供に努めてまいりたいと存じます。

質問の第4点は、特別職の報酬についてであります。現在の報酬につきましては、ご案内のとおり合併協議会において協議され決定した金額であることから、特別職報酬審議会の趣旨であります広く住民の意見を反映された金額と認識しております。

また、大仙市と人口規模が同程度の米沢、酒田、鶴岡、北上市の県外4市と県内においては由利本荘市の計5市と比較してみましても、若干の多寡はありますが、市長等の常勤特別職においては、同程度の給料額となっておりますし、議員の報酬についても他

市より著しく低額ではない状況でありますので、現在のところ審議会の開催は予定しておりません。

今後は、財政状況や他市の状況、さらには人事院勧告等を勘案し、報酬改定の必要がある場合には審議会を開催し、市民の皆様のご意見を伺いたいと考えております。

以上であります。

○議長（加藤 勲君） ただいまの市長から答弁ございましたが、その前に議事進行のご発言がございました。123番、発言を許します。

○123番（鈴木辰美君） 123番。

議会の一般質問は、議事録が録られておりまして、それが公開されます。ただいまの形式ですと、質問されていないことについて市長が答弁されておりまして、議事録がどういうふうな形で出てくるのかわかりませんが、議事運営上、私は大変大きな瑕疵があるのではないかと、そう思いまして途中で大変失礼でしたが挙手をさせていただきました。このことについて、今後これが前例となるならば、大仙市議会にとって私は大変不名誉なことであり、議事進行上、私はこれはみんなで相談して一定の原則をつくるべきと思いますが、いかがでしょうか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） はい、わかりました。

暫時休憩して議会運営委員会を開きます。

暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休 憩

午後 2時03分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先程の議事進行についての発言に対し、ご報告をいたします。

質問項目のみで答弁を求めたことは、議事進行上不手際な点がございました。誠に申し訳なく、お詫び申し上げたいと存じます。

佐藤議員に申し上げます。項目のみの発言質問に答弁を求めましたが、質問の趣旨を会議議事録に記載する必要がありますので、再質問の際に質問内容を明らかにしていただきたいと思っております。

なお、項目のみによる発言の許可は、今回だけといたしまして、今後は必ず口頭によ

り質問をしてもらいたいと思います。

佐藤議員、よろしく願いいたします。

15番、再質問ありませんか。はい、15番。

○15番（佐藤勝美君） 皆さんに大変時間のご負担をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

私がこのような質問の仕方をしたというのは理由がございます。それを言ってから質問の要旨について項目別に、私、説明をいたします。

と言いますのは、我々議員は質問があるときは通告書、発言の通告書を事務局にお出しして、中身の説明をして、それをまたこの会議の中でまた同じことをやるというのは、あまりにも何かね儀式化しすぎて、非常に私疑問を感じたものですから、わざとと見えればいいですかね、そういうような方法をとらせていただきました。

しかしながら皆様方に非常にご迷惑をおかけしたということについては、お詫び申し上げます。

まず、1番の地域イントラネット事業について、質問の要旨については、合併後の一体的な行政情報の提供を実現するため、地域イントラネット基盤整備事業により、光ファイバーケーブルを中心とした高速情報通信基盤施設を整備しているが、これまでの運用の実用についてお伺いしたい。また、事業計画に対する今後の運用の見通しについてお尋ねしたいということであります。

この件につきましては、私のところにも資料いろいろあります。ただ、先程市長の答弁の中に、実際には運用されている。しかしながら思っているほどの運用のされ方ではないのではないかなど。具体的に言えば、何というんですかね、このカタログで言えば住民サービス、申請届出、情報公開、それから学校教育では遠隔教育、学校間の交流、素晴らしいあれがあるんですが、実際にはどうなんでしょうか、できているんでしょうか。せっかく膨大な事業費をかけて8市カ町村でこの設備を取り入れたわけですから、やはりもっともっと有効に活用されるべきものと私は思って質問させていただきました。

なお、こういうことにつきまして、私の質問の要旨については4つ選ばせていただいています。市長の本音と言えれば変ですけれども、本音は言えないかもしれませんが、今実際に感じていること、市長が選任されてからもう数カ月過ぎたわけですから、いろいろそれなりに思いというものが非常にあるのではないのかなど。だからそれを私は市長の言葉で聞きたいなと思ったわけであり。台本があって、そして事務方が原

稿を作って、それを市長が読み上げている、これではあまりにも先程私が話したような状態になってしまうので、そのようなのではないようにしていただきたいと、そのように思います。

それから、職員の皆さんの机の前にはパソコンずっと並んでいると思います。そのパソコンというのは、このイントラネットとのこの関係ですね、どのようになっているんですかね。というのは、合併してですね、そういうその事務事業が楽になりましたですか。むしろかえって時間かかっているんじゃないかなと思うんです。ですから、こういう設備しても、それが十分に活用されていないのではないのかなと思うんです。例えば何か一つの事業をするときに、決済もらうのに今判こいくつ必要なんですか。総合支所とは言ってますけど、その担当が本所なり出かけてきて、判こもらって、何人の判こもらうんですか。こういうものをパソコンや何かあったらいろんな方法考えられますよね。電子決済という方法だってあると思うんです。なぜそういうのをやらないんでしょうか。だからこういうことを私ちょっと聞きたかったことですから、どの程度の、今後のということをお聞きしたいんですが、お金をかけても有効に使えなければしょうがないですよ。大いに使っていたきたいなど。我が太田町から大曲まで車で、そうですね30分ぐらいかかるんですかね。往復1時間です。何かあれば職員が飛んで来なきゃいけないです。でも、机の上でできたら、それにこしたことはないですよ。ましてや先程からほかの人の質問の中に、職員の人員削減の話もありました。仕事を効率良くするということは、こういうものがあるから人員削減されて、そして合理的に物事が処理されていくものだと私は思います。違いますか。

次に、大曲周辺地区整理事業について、質問の要旨、現在の事業は旧大曲市時代の計画に基づくものであるが、合併により大仙市となった現在、計画を見直す必要があると考えるがいかがか。また、財源についても見直す必要があると考える。3番、区画整理事業の完了時期において、現在事業を実施している区間に関し、市長はどのような感想を持っているのかお伺いしたい。

ここに書いてあるとおりになんですけれども、あくまでも先程市長の答弁の中に、大曲市、合併の前の旧大曲市の中で議論されて計画されたものだと私は思います。もちろんそれは、実行するためには、していかなければいけないものと私思いますけれども、今合併して新しい市ができたわけです。ほかの全体的なことも踏まえて、もう一度再検討する必要ってというのは絶対あるはずなんです。今度、大仙市の庁舎、作らなきゃいけな

いですよね。どこに作るんですかね。組合病院の建設予定地だって決まってませんよね。そういうものを考えていきますと、あるいは今ある学校だとかね、そういうところ考えていくと、もっともっと綿密な、具体的なものを考えていかなければいけないものだと私思うんです。合併前の計画を、あくまでも案は案としてそれは必要でしょうけれども、もっと深い意味で計画していかなければ私はまずいんじゃないかなと、その様に思います。ですから、やっぱり再度、もっと計画していただきたいと。計画したからこれを引き続き実行するということよりもですね、もっと考えれば、もっともっとすばらしいアイデアが出てくるものだと私は思います。実際にできたところを見ますと、どうですか、何か整理する前よりも変わったところありますか。まあ道路の位置は変わりましたね。道路の幅も多少は変わりました。民間の活力を得るために、やはりいろいろやったのかもしれませんが、実際には敷地の面積どうですか、せいぜい3階建てくらい建てて目一杯ですよね。本当にその区画整理の意味というものが、私にはとてもとても理解できる状態じゃあないです。

次に予算について、合併協議会で策定した財政計画に対し、予算規模を大きく圧縮した平成17年度当初予算を見て市長の心意気を感じた、がしかしで私はさっき付け加えましたけれども、平成18年度以降の予算編成方針について市長の思いをお伺いしたいということなんですが、やっぱり前回の議会の中で、これは四百五十何億ですか、一般会計。そのとき私、それを最初に見たときに本当にびっくりしました。本当に市長のその思いというのが何となく、話はしてないんですけれどもその金額を見たときに非常に感心しました。ですが、途中からちょっと「がしかし」が付いてくるようになってきたんです。補正対応、補正対応ということはわかった、先程もお話しましたからわかりますけれども、やはりただ予算を組むときというのは、何かそういう思いだとか、あるいは長期的展望に立って、今年はこれぐらい、来年はこれぐらい、あるいはこれぐらいで抑えなきゃいけないとか、そういうようなその大きな思いを持ってやっているもんだと私思っていました。補正補正って言われると、それはそれでしょうけれども、でも前回のあれはどうだったですかね。計上漏れとか、あんまり言いたくありませんけれども、ということで簡単な補正だと。釈明だって特別この議会の中で、文書で計上漏れは来ましたけれども、釈明だって私聞いた覚えはないです。職員にしてみれば、これは本当に処分に値するんじゃないですか。だから、そういうその思い、やっぱりきちっとねみんなにわかるように、その問題についてだって新聞に記事になりました。新聞に計上漏れなん

てことは載ってませんよね。やっぱりその辺はきっちり市長の思いが全市民につながるような、そういう体制を整えていただきたいものだなと、そのように思います。

それから条例、4番、現在の報酬は合併協議で調整された額であるが、大仙市となった現在、改めて特別職報酬審議会に諮問する必要があるものと考えているが、いかがでしょうかということですが。

これも同規模の市と、先程市長の答弁でありましたけれども、それはそれです、確かにわかります。でも、もともとは、この条例というのは旧大曲市の条例を、それを基にせずときてますよね。新しく、大仙市が新しくなったじゃないですか。新しくできたじゃないですか。だったらやっぱり新しくなったんだから、市民のそういう声をきっちり聞いて、気持ちよく、やらないじゃなくて、やって、そしてやるべきだなと私思うんです。別に大した問題じゃないですよ。市長が声かければできるわけでしょう。そうするとみんな納得いくじゃないですか。やっぱりね、8市カ町村が一緒になったんですよ。なったらなったように、やっぱりその皆さんの思いがあるわけだから、それを市民の皆さんにきっちり表現する必要があると思うんですよ。何かそのね、どっか別のところでこちゃこちゃやってんじゃなくて、全部オープンすればいいんですよ。そういう道具がさっきのイントラネットだってあるわけでしょう。会議中継やればいいじゃないですか。議会のあれだってモニターで見れるんでしょ、今日やってないでしょ、おそらく。なぜ使わないんですか。

以上であります。

市長、市長の思いを聞かせてください。

- 議長（加藤 勲君） 15番佐藤勝美君に対する答弁を求めます。栗林市長。
- 市長（栗林次美君） 佐藤議員の質問趣旨につきましては、あらかじめいただいておりますので、相当吟味して答弁書を作成したつもりであります。冒頭お話ありましたけれども、台本があって市長が読み上げている、そういう手法で答弁書を調整しているつもりありません。趣旨に従って、全文を書き上げるのは無理でありますので、重要な項目については事前に相当な指示をしながら、自分の思いをこの中に入れながら答弁書を作成して答弁しているつもりであります。この議会というのは公式な記録が残って、それを前提にして次の課題、次の事業に進んでいくということではありますが、そういう意味でかなり慎重にならざるを得ない部分もあると思います。そういう場でなければ、もう少しストレートに議員に対して思いも伝えられるんですけども、思い半分、やっぱ

り実態を見ながら半分、そのぐらいのつもりでこの答弁しているつもりであります。

今いろいろご指摘ありましたけれども、我々8つの市町村がようやく合併してスタートしたばかりであります。合併前はそれぞれの市町村が独立して行政をやっておりました。それをできるだけ調整しながら、合併後もその課題に応えられるような調整をして合併協議会を経たつもりでありますけれども、やはりそれぞれ独立した市町村の考え方がかなり色濃く持ち込まれております。ですからその予算編成、あるいは制度を変えていくのに非常に今難儀をしているときでありますけれども、この調整というのは、やはり現実1年かかるのではないかと思います。その後ろにはそれぞれの地域の住民の皆さんがいるわけありますので、変えられるもの、変えなければならないもの、全体としてやっていかなければならないもの、こういうものを1年をかけて、いわゆる18年度がそういう意味で本当の意味での大仙市の予算、あるいは制度のスタートする年である、そういう認識の中で今様々な作業をしている、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、大きな事業でありますこの区画整理等様々それぞれの市町村やってきました事業につきましても、当然それぞれの市町村で合併を前提として組み立ててきたというふうにご認識しておりますけれども、やや少し踏み込みが足りない部分とかある、そういう部分について今回補正の対応をしているところであります。この大曲の駅周辺の整備事業につきましても、これは私、大曲の市長でありましたので、これが果たして合併の課題に持って行けるのかどうかということは、合併する以前に相当たたきながら合併に持ってきたつもりであります。しかし現実、様々の国の制度と補助金の取り入れ方など変わってきておりますので、これは日々見直しの課題として建設部含めて財政とも協議しながら進めなければならないものと、そういう認識でやっております。いずれそれらの課題について、全体として私は今大仙市としての総合計画を、策定を始めているところであります。その中でこうした問題をできるだけ整理しながら、8つの市町村が一体となって大仙市が進められるように頑張りたいと、こういうふうにご思っております。この総合計画の中には、いわゆる佐藤議員がおっしゃっております、ある意味では良い意味での市長の思いみたいなものを入れていかなきゃならない、その中で表現してみたいと、こういうふうにご思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（加藤 勲君） 15番、再々質問。

○15番（佐藤勝美君） 市長、ありがとうございます。市長、私がいろいろお願いした

件、緊急事態でお願いした件ありました。本当に、本当に即日対応していただきました。これは、あまり言いたくないですけども、旧太田町ではそんな対応をした、そんなに早い対応をしたというのは私、経験ありません。でも、大仙市になってお願いしたら、即日対応してくれました。だから、素晴らしい対応できるんですよ。してもらえるんです。だからやはりいろんな意味、今、市長のお話したことについても、やはりいろんなこういう素晴らしい設備を利用して、やはり市民の皆さんにできるだけわかりやすく説明する必要というのがありますので、町が大きくなったんですよ。だからいろんなもの利用しないと、なかなかこんな、届かないですよ。だから是非ひとつ8市カ町村が一緒になって大きな大仙市になったと、市長にひとつよろしくお願いして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） これにて15番佐藤勝美君の質問を終わります。

次に、2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子でございます。

通告に従いまして質問させていただきます。

最初に保育問題、6月市長答弁との関連でお尋ねしたいと思います。

まず最初に、法人立保育所職員の処遇改善と保育料統一化に向けての質問です。

法人立保育所職員の処遇改善と保育料統一化にあたっては、サービスは高く負担は低くという合併の前提を守るように求めた6月議会の私の予算質疑への栗林市長の答弁は、保育関係者と保護者から期待を持って受け止められております。栗林市長の答弁は、処遇の問題も保育料の問題も公立保育所と著しく条件の劣る法人立との認識を示した上で、市長就任以来改善すべきと考えており、相当の財源負担も覚悟し方向づけを検討したいというものでありました。是非とも関係者の期待に応え、できるものは直ちに実行の立場で早期に取り組んでもらいたいものだと思います。

そこで、改めてご要望し、見解を求めたいと思います。

1、法人立保育士の処遇改善のうち、市長があえて例として取り上げました退職年齢の格差是正では、近々定年を迎える、いわゆる時間の迫った職員もいるわけですので、一日も早い改善をと、とりわけ大きな期待が寄せられているところであります。是非とも法人立保育士の退職年齢を60歳まで引き上げ、統一化を早期に図り、来年度予算にでも反映できるよう強く求めているところですが、見解を求めます。

2番目に、保育料の統一化の問題であります。とりわけ大曲の保育料については、

合併後に本当に多くの方々から高く大変だとの声が寄せられております。どれだけ高いのか調べてみますと、まず合併市町村の中で最も高いということですし、安い中仙町と比較して1万8千円もの格差があるわけであります。また、大曲では第5・6・7の中高所得層の保育料を国の示す基準額より安く設定してあるものの、最も多く集まっております第2・3・4の所得階層の保育料は、国の基準どおりであります。これが他の旧市町村との料金格差を大きくしていると考えます。しかも大曲の保育料は、全ての所得階層において東北各県庁所在地より高いのであります。そういう意味で大曲の保育料は、東北一高いのかなというふうに首をかしげたくなります。そこで改めて要望いたします。栗林市長は、6月予算質疑への答弁で、保育料の統一化にあたってはできるだけ安い、一定のレベルで子育てしている皆さんの納得できる線で検討するという見解を示しております。納得できる線とは、負担が合併によって増える町があってはならないのであって、あくまでもサービスは高く負担は低くという立場を明確に示していただきたいものです。これへの見解をまず求めます。

また、料金格差が大きいだけに統一化には時間を要することだと思いますけれども、それまでの間にも早急に改善すべき点として非常に高い大曲の保育料を大幅に引き下げる必要があると思いますが、これへの見解を求めます。

次に、公立保育所の民営化について、異議があるという立場からお尋ねいたします。

市長は6月答弁で、市内の公立と法人立の経営主体を統一することが今後の課題とし、時代の流れの中で法人化に向かわざるを得ない、法人化に向かうべきだと思いと明確に民営化の立場を示しました。民営化が時代の流れだとすれば、その流れは誰がつくり出したものなのでしょう。それは、破綻に直面した国家財政のツケを国民に押しつけ、福祉、教育、医療、農業などあらゆる分野にわたって切り捨て政策、規制緩和の推進、地方行政改革を行う構造改革路線を進める政府ではないでしょうか。今年3月には新地方行政指針が発表されましたが、これによって公共施設の民営化と公務員削減が一層強固に進められようとしており、公立保育所の民営化もその一環であります。今、少子化に歯止めがかからず、将来の日本経済と社会の土台を揺るがす問題としてクローズアップされておりますが、子供を取り巻く環境は決して安心して暮らせる状況とは言い難く、政治、経済、社会の歪みが子育てと子供の体と心に少なからぬ影響を与えております。このような日本の子供の育ちをめぐる解決のためには、命を大切に社会形成を前提として、保育所も含む子育て支援、教育政策、労働政策を、国・行政の責任でしっかり

と確立することが大切なのだと私は思います。この点で2001年、OECD経済協力開発機構が世界的に保育幼児教育の重要性に対する認識が高まっていることを受け、各国が取り組むべき保育政策の今後の課題と方向を示すために行った調査報告書「人生の始まりを力強く 乳幼児期の教育と保育」を発表しております。これを見ますと日本の保育政策がいかに世界の流れに逆行したものがわかります。報告書は、早い時期に良い環境、保育・教育を与えることが社会のプラスになるとして、保育の質の向上を強調するとともに、質が良く公平なアクセスを持った保育制度を維持するためには、政府による十分な投資が欠かせないと政府の保育に対する責任を明確化しております。そして、加盟国30カ国のうち28カ国の国民総生産に対する小学校前の教育保育にかかる公共支出の割合も報告していますが、これによりますと日本は0.1%にも満たない24番目という極めて立ち遅れた水準であることが明らかになっております。保育教育への公的責任が世界の流れになっている中で、日本が構造改革や民営化を進めることは、公的責任の一層の放棄につながり、保育の質の向上や少子化への歯止め、子供の育ちをめぐる様々な問題の解決に、まったくつながってこないと思います。民営の保育所は保育料が高く、不安定雇用が常態化し、多様なニーズへの対応などは、短時間勤務の保育士の活用などで保育士の非正規化の進行、さらには超多忙化と劣悪な労働条件など、現状を見ても明らかであります。また、民間経営に対して行政と議会の関与には制約もあり、全体として保育問題の探求・追求が希薄になり、行政の保育責任の後退につながることは明らかであります。時代の流れと市長が言いましたが、その時代の流れというのであれば、公的保育制度こそ世界の流れであります。栗林市長には、現在の政府の進める保育政策を無批判に受け入れ、民営化を急ぐのではなく、世界の流れに目を投じて公的保育所として質の高い保育を目指してもらいたいものであります。

そこで質問であります。6月の答弁で市長が、法人化に向かうべきであると明確に述べたその根拠と保育政策はこうあるべきだという市長のお考えを、所信を是非伺いたいと思います。

質問の2番目に、介護保険法が国会で成立しましたが、10月からその一部が実施されようとしております。このことに関して2点お尋ねいたします。

最初に、介護サービス利用料の軽減について要望いたします。

軽度の人への介護サービスを切り捨てる、そして施設利用者には大幅な負担増の押しつけをする、こうした問題を柱とする改悪介護保険法案が成立いたしました。10月から

は施設利用者の食費、居住費は保険外負担となり、全額自己負担化されます。この改悪によるお年寄りへの新たな負担は年間3,000億円と言われております。お金がなくて介護サービスを受けられない、サービスを減らさざるを得ないといった事態が予想されます。こうしたことが起こらないよう、私たちがこれまで一貫して要求してきました介護保険利用料の軽減、これの実施を強く求めるものです。合併町村のうち、神岡の入浴サービス利用者助成金事業、西仙の介護サービス利用者負担支援事業、協和の介護保険サービス自己負担分支援事業は、介護保険利用料の軽減策として合併後も介護サービス事業費に盛り込んで実施されております。私は、安心して誰もが受けられる介護保険制度のために、この介護保険料利用料の軽減を訴えてきているわけでありましてけれども、合併にあたっては、この分野でもサービスは高く負担は低く原則を貫いていただきたいと思いますというものであります。

そこでお尋ねですが、介護保険利用者負担軽減策を全市に拡大して実施するよう求めますが、見解をお聞かせ願います。

質問の最後に、介護保険関係で軽度要介護者への家事援助を中心とする介護サービスを市の単独事業として創設する気はないかについてお尋ねします。

今回の改悪案では、軽度要介護者の介護サービスの取り上げと新予防給付事業の新設が問題となりました。要介護1・2と判定された人は、新予防給付の対象とされ、家事援助を中心としてきた従来の介護サービスは受けられなくなります。その代わり新予防給付として筋力増強や口腔ケアなどのサービスを受けるというふうなものになっているようです。軽度の人、これまでの家事援助サービスを受けることによって重度化の防止に効果があったという、そういう論議の中で明らかになる一方、筋力トレーニングは予防効果は依然不明であるなどが国会審議を通じて明らかになりました。結局は新予防給付は、真剣に予防を考えたものではなく、軽度者への給付制限だけを目的としていることが鮮明になったようです。

そこでお尋ねですけれども、新予防給付は来年の4月から実施されるわけですがけれども、それに向けてこれまでの家事援助を中心とする軽度の要介護者への介護サービスを取り上げることのないよう、市単独事業として家事援助などの介護サービス、創設する気はないかどうか、これへの見解を求めて最初の質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、保育問題についてであります。

法人立保育所を運営している大曲保育会は、昭和39年4月に社会福祉法人大曲保育会として設立認可された団体であり、現在、大曲地域の11の保育園を運営し、同じく2つのへき地保育所の運営を委託しております。

発足以来、市では法人運営、施設の改修、各種事業に対し積極的に支援しております。

保育会の運営する保育所への入所児童数は、8月1日現在1,018人で、正職員97人、嘱託・臨時・パート職員104人の合計201人で対応しております。ご指摘の保育会職員の退職年齢につきましては、現段階では55歳で退職勧奨を行っておりますが、今後は退職年齢を段階的に引き上げていく方向で検討していると伺っております。

次に、保育料の統一化につきましては、合併協議会において合併当初から統一が図れず、合併後3年を目標に各階層のバランスを考慮の上、できるだけ負担にならないよう統一するものとする調整されております。このため、17年度保育料の決定にあたっては、従来の旧町村の基準額を基本として保育所ごとに額を決定しており、中仙地域を除く7地域においては7階層とし、中仙地域は10階層としております。

さらに、階層区分の中でも各地域においてそれぞれ違いがありますが、大曲地域では他の地域に先駆けて障害児保育、延長保育、一時保育など保育内容の充実を図ってきたところであります。

今後は保育内容の均衡化を図るとともに、階層区分のバランスを考慮した見直しを含めて統一化を図りたいと考えております。このための検討委員会を9月中に立ち上げ、その中で具体的な手法について検討してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公立保育所の法人化についてであります。当市におきましては昭和39年以来、大曲地域で法人による保育サービスが定着し、保育ニーズを的確に把握した保育事業の拡充や施設の効率的な整備が図られております。

こうした実績から考えますと、レベルの高いサービスを効率的に提供し、少ない経費で最大の効果をあげるため、将来的には法人化に向かうべきと考えております。

さらに、3月に国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」において、これまで行政が主体として提供してきた行政サービスについても、類似団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、組織の規模を踏まえ、メリットが生じるよう委託の可能性について検証することが明記されております。

また、保育施策につきましては、子供が安心して預けられるように、一層の環境整備

や保育事業の拡充並びに保育ボランティアの育成に努めてまいりたいと考えております。

質問の第2点は、改正介護保険法についてであります。

初めに、介護サービスの利用料の軽減についてであります。神岡地域の入浴サービス利用者助成事業、西仙北地域の介護サービス利用者負担支援事業、協和地域の介護保険サービス自己負担金支援事業の各地域単独の利用者負担軽減策につきましては、合併協議において「現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する」としており、今年度は各地域単独の事業として実施しております。

これらの施策の拡大実施につきましては、今年度、市で実施している介護予防地域支え合い事業などとともに支援事業全体をトータルで考える必要があり、それぞれ事業ごとに内容や経費負担を精査した上で個別に実施できるもの、できないもの、期間を設けて実施に向けて検討するもの等に分けなければならないと考えており、今後こうした作業に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、軽度要介護者への介護サービスと新予防給付事業についてですが、今回の介護保険法の改正については、軽度要介護者の方の家事援助をカットするのではなく、適切なマネジメントに基づいて提供される家事援助については認められると伺っております。例えば自力で困難な行為、例えば清掃、買い物、調理等があり、それについて同居家族による支えや地域の支え合い、支援サービスやほかの福祉施設などの代替サービスが利用できないケースについては、ケアマネジメントによる個別の判断を経た上でサービスが提供されるようになっております。原則として現在提供されている適正なケアマネジメントに基づいてのサービスである独居や要介護者同士の夫婦の利用者が行うことができない家事をホームヘルパーが行う援助は、今までどおり利用できるものであり、一部の不適切なケースについての適正化を目指すものと理解しております。

市単独事業として創設することにつきましては、現在のところ考えておりませんが、今後、制度改正に伴う移行時の介護サービスの実態を参酌しながら、必要な事業については検討しなければならないと認識しております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 2番、再質問ございませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 法人立職員の処遇改善、退職年齢の引き上げを段階的に考えていく方向で検討しているという答弁がありましたので、是非ともその一端が来年度の予算にも反映されるような方向で検討していただけるよう強くまた求めるものです。よろし

くお願いいたします。

それから、保育料の統一化に向けての答弁は、いわゆる合併協定の調整事項の内容をはみ出ない答弁でありました。まったく合併協定の調整内容と同じであったというふうに聞きましたけれども、現状、大曲の保育料が非常に高いというのが、もう回って歩いて若いおかあさん方から大変寄せられる声なのであります。やっぱり6月にも申し上げましたし、今回も言いましたけれども、1万数千円も同じ階層、所得階層で料金が違うという、こういう格差は、その3年等かけなくても、一定のこの解決を直ちに図っていく課題であるのではないかというふうな意味で今回取り上げさせていただきましたので、もう少し一歩踏み込んだそういう立場というふうなものをお示しいただきたいというふうに思います。

それから、民営化の問題ですけれども、市長は多様な保育ニーズに高いレベルで効率の良い保育サービスをするために民営化という方向を、この立場を示していました。それではまず公立保育所では、効率の良い多様な保育ニーズに応えられないような、そうした制度的に制約があるとお考えなのかどうか。現在の公立保育所、施設も立派にし、公務員保育士が、皆さんが保育支援を行っている。そして新たに造った保育園では、乳児保育も受け入れられるシステムを検討されたというふうなことも伺っています。そういう意味で、いろいろこの多様な保育ニーズに応じていく、それは住民の要望と、そしてまたこうした議会などでの討論の中で、大いにその多様なニーズというふうなものを行政がしっかりと受け入れていくという立場さえ考えがしっかりあるのであれば、十分公立保育所で多様なニーズに応えながら効率の良い高いレベルのサービスを提供できるというふうに私は思います。そして、この民営化というのは、出所が構造改革、いわゆる国の財政支出を削減するというところに目的を、端を発しているわけであります。ですから、子供の子育てに金をかけないで、いかに国民の声に応じていくかという、そういう意味での財政第一の理由で出てきている民営化でありますので、本当にレベルの高い保育というものが究極的には現場の保育労働者の労働実態、あるいは民間での保育料が高い問題、そして非常にいろんな多様化の中で補助金等の制約があって、結局、給料を抑えながら保育ニーズに応じていくために多忙な労働環境に強いられている、こういう民間の現実がそういう実態なわけですけれども、そういう保育所に民営化をすると進んでしまう、そういうところで本当に究極的にレベルの高い保育ができるというふうな認識でおられるのかどうか、そこら辺私は市長に保育サービス、保育事業というのは、

行政というのはこうあるべきだというふうなところを聞きたいといったのは、その点に対する考え方なんですども、どうかよろしく願いいたします。

あと、介護保険法に絡んだ質問では、是非とも介護保険の利用料の負担軽減策、これは3つの町村で既にやっている内容でありますので、是非とも、答弁に十分いろいろ吟味して云々というふうな話のようですけれども、是非ともこれは実施に向けて全市に拡大して実施するように前向きに検討願いたいというふうに思います。

以上の点で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤議員ご指摘の保育関係の問題、それから、この介護保険料の負担の軽減化の問題、そして全体とすればサービスは高く税金は安く、こういう考え方で述べられておりますけれども、確かにそうならばよろしいんですけれども、今議会の冒頭でもご説明申し上げましたように、大仙市の財政状況、昨年の決算状況を見ますと、一般財源がほんの少ししかないという状況の中で、よほどいろいろ吟味してかからないと財政が破綻してしまうとこれはおしまいでありますので、慎重に入らなければならない、そういう前提で物事を考えざるを得ないと思っております。

一つ、1点のその法人立の保育所の問題でありますけれども、6月の議会で私の考え方を述べておりますけれども、これは法人という一つの独立した団体の権限でありますので、直営ではございませんので、法人としての考えを大事にしなきゃならないと、こういうふうに思っております。ただ、非常に市と結びの近い法人でありますので、そういう意味では公的関与の深い法人というそういう言い方があるかどうかわかりませんが、そういう中で物事を考えていかなきゃならないと、そういうことで私の発言は、保育会の、いわゆる最高決定機関である理事会の中で何らかの形で取り上げて、法人としての考えを協議するということになるようであります。その他処遇の問題についても、そういう方向で考えていくのではないかなというふうに思っております。

議員が言う大曲の保育料が非常に高いということですがけれども、私、収入がないとき子育てをしまして、ゼロ歳から卒業までお世話になりましたけれども、あれだけのやっぱり充実した保育体制を考えれば、私の周辺では、確かに数字を比較すれば高いという人もおりましたけれども、実際にそんなに高いというそういうことはなかったように思います。ただ現実、数字の比較だけではこの問題は解決できないと思います。保育の中身の問題も重要だと思っております。ただ一つには、例えばこれは私の考えですけれど

も、元来保育所、あるいはそういうものというのは、もともと福祉的な関係から出てきたものだと思っております。それが法人となっていったという考え方であろうと思いません。法人が育たないから直営でやってきたというのが、日本のそういう保育の歴史ではないかなというふうに認識しております。今、社会が進歩してきまして、いわゆる法人立でしっかりとした保育所や、あるいは老人施設など運営されてきております。あるいは病院などにつきましても法人立で立派に経営されている、内容についても、そういう病院が多いわけでありまして、果たして自治体直接、あるいは国直接経営した方が良いのかどうかというのも議論の分かれるところでありまして、私どもは旧大曲に法人立の保育所を持っているわけでありまして、そういうものを前提にしながら、私は全体とすればやはり法人化に向かうべきではないかと、こういう考え方を述べているところでありまして。

それと、この介護保険の問題でありますけれども、確かに今、制度の変わり目で、実際どういうふうになるかという問題が非常に心配されております。しかし、制度の改正として様々な手だてを講じながら今制度を改正しようとしております。それぞれ100%その人にとって満足できるものというのではないかも知れませんが、制度でありますから相対を見ながら変えてきていることも事実であります。まず様々な制度を今、懸念される点も私もあると思っておりますけれども、制度がスタートしたあと、一定の市としての対策を講じなければならないものについては対策を講ずるべきと思っておりますけれども、様々な議論の中で議員がおっしゃるように、まったく制度が改悪されるというものではない。介護保険として一定の年限を経て少しずつでありますけれども本来の姿に向かっているというふうに考えるべきではないかと、こういうふうに思います。そういう前提でこの問題は考えていきたいと、こういうふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

様々な地域、旧市町村で特色を活かした事業をやってこられておりますけれども、これを全体に広げるべきもの、広げても良いもの、あるいは限定、あるいは何年かかけて調整していかなきゃならないものというふうに分かれるのではないかと思います。全部高い方にやるというのが一番理想でありますけれども、それだけの力は我々自治体にはないわけでありまして、その辺も十分検討していただきたいなと思っております。

子供の小学6年生までの医療費の無料化につきましても、相当な覚悟で見込んでおります。例えばこの問題については、相当な一般財源の投入が続きますので、そういうも

のと並行して様々なものやっけてしまいますと、基本となるものもできなくなるというふうに考えますので、その辺は私どもも検討しますが、議会の皆様の中でもある程度を取捨選択、優先度というものを研究していただきたいと、こういうふうに思います。

以上、全体的に再質問に対する答弁を行ったつもりではありますが、どうぞよろしくご理解のほどをお願いします。

○議長（加藤 勲君） はい、2番。

○2番（佐藤文子君） たくさんの答弁をいただいたようですが、全部を理解することはなかなか難しいんですけれども、一つだけ最後に、法人の民営化に関してですけれども、法人のいわゆる運営、経営のあり方等の問題から、いろいろ行政が深く関与するというふうなことも一定の制約があるということについては市長もお認めになっているし、そういうことで法人の独自の運営について尊重していかなければいけない旨の答弁があったかと思えますけれども、私たちは今の民営化の中で、こうした保育制度が、保育行政が、やっぱり公的保育という保育制度というふうなものをしっかり位置づけてやっていかなければならない、それだけこの子供の子育て事業というのは、保育所も含めて地方自治法等にもですねしっかり行政が設置しなければならないという、そういう規定があるわけです。自分たちで設置したものは、やっぱり直営が原則というふうなことも考えて、私たちはこの保育所の運営について民営化を進めるというふうなことについては、やっぱり簡単に認めるわけにはいかないというふうなことを表明して私の質問を終わります。

答弁はいりません。

○議長（加藤 勲君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。午後3時15分再開いたします。

午後 3時05分 休 憩

.....
午後 3時18分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。5番田中孝悦君。

○5番（田中孝悦君） 【登壇】 5番田中孝悦でございます。6月の定例議会に引き続き、2つとも同じ案件でございますけれども、重ねて一般質問させていただきます。

1つ目に、最初、市が管理する施設の指定管理者制度の導入計画について、その中の3つ目の項目としてありますけれども、1つは公の施設の管理を外部に委ねる場合、公共的団体及び県の出資法人等に限定されていた従来の管理委託制度から地方公共団体が指定する法人、その他の団体に管理を代行させる指定管理者制度に平成15年9月から自治法改正により転換されたことから、その効果的な運用に向けての大仙市の基本的な考え方を伺いたい。

2つ目、現在外部委託を予定している施設があるとするならば、この場合、譲渡廃止、その組織再編も視野に入れながら、いつ頃まで移行する考えなのか。

3つ目、指定管理者制度を適用する場合、手続きの統一性や透明性を確保する手段をどのように委ねるのか伺いたい。

それから2つ目、組合病院の移転計画について申し上げておりましたが、またこの6月定例議会の続きについて、組合病院の早期移転について伺ったところでございますけれども、その結果、市長としてのその後の関係機関との協議を行ったかどうか伺いたい。また、行ったとすれば、移転、新築、助成等についてどのようであったのか伺いたいと思っております。

本日、この案件について昨日のこれの市政報告の中に、ほぼ市長から答弁なされてあるので、この節、この場をお借りして細部に掘り下げて一般質問をさせていただくことをご了解いただきます。

昨日の市長の市政報告の中で社会福祉施設等の法人化への移行や指定管理者制度を活用した業務の民間委託等につきましては、できるものから早期に実施してまいりたいと申し述べております。これについて民間企業やNPOなどの管理運営になる可能性もあるだけに無関心ではられない今日、公共施設の見直しの時期にきておるものと思っております。民間の経営技術やノウハウを幅広く活用し、コスト削減と住民サービスの向上を図るものである。その効果的な運用に向けて大仙市の基本となるものを示していただきたいと思っております。指定管理者制度への移行スケジュールについて、手続き条例の制定、個別条例制定の改正、管理の基準のことですが、あと公募選定、管理の開始、候補者の選定、指定管理者委員会設置の会議は非公開でやることとなっておりますけれども、ホームページでも公開しても良いと思うが、これはできないものでしょうか。指定管理者制度導入計画あるならば、外部委託している施設について市直営で管理運営を行っている施設があるのであれば、可能な限り指定管理者制度を導入することを基本と

した場合、試験・研究機関や教育機関などを除いて移行するものでしょうか。効率的な管理と市民の平等利用の達成に考えるものですが、それから合併も一段落したので、各施設に指定管理者制度を適用するかの検討も急がなければならない時期に到達しております。この手続きの統一性や透明性を確保するため、移行が必要な施設と個別設置条例改正、施設準備等についてのことについて議会に諮らなければならないことについての承認なるまでの経過がどのようにするものでしょうかということをお聞きしたいと思います。思っておりますが、どんなものでしょうか。

それから、前に佐藤文子議員からもありましたけれども、法人のことについてですけれども、この組合病院のことについても前にも6月にも言うておりましたけれども、早期推進会議が今、市長、昨日からお話聞いております合併に伴い激減する社会福祉団体や商工団体、助成団体、民間団体への加入を促進し、官民一体となった運動を展開してまいりたいと考えております。現在作業を進めておるところでございますということでございます。

なお、本年度の組合病院早期改築推進会議の総会については9月9日を予定しておると申し上げております。昨日、市長の市政報告でありましたけれども、このことについて市長の市政報告の説明の中で市立病院の場合は4月から7月までの患者の説明などありましたが、組合病院のことについては何も申し上げておりませんでしたけれども、組合病院の将来構想についても当然これまでと違った角度から検討を用いることだと思われれます。として、将来以降をどのような展望でおられるものか、現在のところそのことについて伺いたいと思います。要するに圏外ということであると思いますが、市長の代表としてのその会議に臨む時点での考え方の、その大仙市としての総合計画、実施計画を考えて、踏まえた、その代表としての考え方を示してここでいただきたいと思っております。

前の佐藤文子議員のこと、相反するような話でございますけれども、ご静聴ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） 5番田中孝悦君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 田中議員のご質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、指定管理者制度についてであります。

初めに、大仙市の基本的な考え方についてであります。公の施設の管理については、これまでは管理委託先が公共性のある団体に限定されておりましたが、平成15年に地方自治法が改正され、民間事業者を含む法人、その他の団体に管理させることが可能にな

りました。

今後、公の施設の管理については、市が直接管理運営するか、指定管理者制度によるか、二者択一とすることになりますが、基本的な考え方として個別法の制約がある施設や業務の専門性・特殊性を踏まえ、市が直接管理することが適当と判断される施設以外は、原則として指定管理者制度の導入を進めてまいります。

次に、現在外部委託している施設についてであります。地方自治法改正の際、現に管理委託している公の施設については、平成18年9月1日まで管理委託制度を継続することができる経過措置があり、現在この経過措置に基づいて管理委託制度を継続している施設は、第三セクターに管理委託している駐車場、スポーツ施設及び温泉施設や社会福祉協議会など公共的団体に管理委託している児童館、老人憩いの家など90施設ほどあり、9月に詳細を調査する予定になっております。

これらの管理委託制度を継続している施設につきましては、平成18年4月から指定管理者制度に移行させる考えであります。施設の管理主体については施設の設置目的や性格、受託団体の設立経緯、委託の経緯、管理の実績等を勘案し、最初の指定機関に関しては公募を行わず、現行の受託団体を指定する考えであります。

また、現在市が直接管理運営している公の施設については、当該施設のより効果的・効率的な管理運営や活用方法等について調査点検し、今後の導入時期、導入条件を検討し、平成19年4月以降、可能なものから順次指定管理者制度を導入してまいりたいと考えております。

次に、条例の制定、改正と議会提案についてであります。指定管理者の指定手続きに関する一般通則を定める「手続条例」の制定と、それに伴う現行の公の施設について定めている個別条例の改正につきましては、12月議会に提案する予定であります。

また、実際に指定管理者を指定する際には、あらかじめ議会の議決を経る必要がありますが、そのための議案につきましては来年の3月議会に提案する予定であります。

先程、追加質問されました件についてご答弁申し上げます。

社会福祉施設等の法人化や公の施設の指定管理者制度の導入につきましては、議員ご指摘のとおり一般的には民間業者等が有する経営ノウハウにより、利用者へのサービスの向上が期待できること、コスト縮減、あるいは収入増が期待できること、民間業者等が同様または類似の施設を設置しており、適切な維持管理ができること、人員、資産、その他必要な経営規模や能力を有することなどがありますが、職員の問題もありますし、

はたして提供されるサービスがしっかり確保でき得るかどうかなど様々難しい点がありますので、この件を十分検討しなければならないと思っております。

しかしながら法律に定めがある、あるいは業務の特殊性、専門性がある施設については、市が直接管理することになりますので、ご質問の教育施設、研究施設については、法の定めにより市が直接管理することになります。

次に、指定管理者制度の移行につきましては、先程申し述べましたスケジュールに沿って進めたいと思っておりますが、手続きの統一性、透明性の確保に努めてまいりたいと存じます。

また、指定管理者の導入経緯も含め、全ての公の施設に関する業務委託の状況を公表する予定でありますし、指定管理者選定委員会の審査結果につきましても積極的に公表してまいりたいと考えております。

いずれ、指定管理者制度への移行まであまり期間がありませんが、法の期限までに間に合うよう作業を進めてまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

質問の第2点は、組合総合病院の移転計画についてであります。

関係機関との協議に関するご質問と受け止めておりますが、去る8月2日に秋田県厚生農業協同組合連合会、秋田おばこ農業協同組合、仙北組合総合病院と市の四者による意見交換を行い、それぞれの病院改築に対する考え方などについて理解を深め、今後の対応を模索したところであります。

病院改築につきましては、移転新築が大前提であることは確認されておりますので、論点は総じて早期の移転新築に対する考え方及びその条件でありましたが、まず私は市長として、移転新築のためには一定の負担を覚悟しなければならないと考えていることを伝え、厚生連には早期の移転新築を実現するための条件について何うとともに、農協に対してはこの件に関するより積極的な取り組みを要望したところであります。

これを受け、農協においては、座談会などで積極的に話題にして、早期移転新築に向けた組合員の意識高揚を図っていくこととする旨が示されました。

また、厚生連からは、病院改築の現状と予定、それを取り巻く環境などについて説明をいただきましたが、移転新築の条件などについて話をできる段階には至っていないことから、今回の意見交換の状況を持ち帰って検討したい旨のお話がありました。

以上が主な内容であります。早期の移転新築に向けては厚生連の考え方をできるだけ早く示していただくことが肝要でありますので、条件整備交渉などを含め、今後とも

強く働きかけてまいりたいと存じます。

また、これと並行いたしまして昨年設立いたしました仙北組合病院早期改築推進会議につきましては、昨日申し述べましたとおり、9月9日に総会を開催する予定となっております。その場所でも様々な協議があるものと考えております。

以上で終わります。

○議長（加藤 勲君） 5番、質問ございませんか。

○5番（田中孝悦君） 再質問につきまして、よく細かいところまで、昨日も市政報告の中から今朝考えてきたことから全部含めて質問したことについて答えもありましたので、抜けてるところ何もないから言うことありません。ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） これにて5番田中孝悦君の質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第3日を定刻に開議いたします。

散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時36分 散 会

